

参議院經濟・産業委員会會議録第五号

平成十一年三月三十日(火曜日) 午前十時三分開会

委員の異動

三月二十六日

辞任

福山 哲郎君

補欠選任

海野 徹君

三月二十九日

辞任

加納 時男君

補欠選任

森山 裕君

三月三十日

辞任

陣内 孝雄君

補欠選任

森田 次夫君

平田 健二君

内藤 正光君

福山 哲郎君

海野 徹君

出席者は左のとおり。

委員長

須藤良太郎君

理事

成瀬 守重君

畑 恵君

篠瀬 進君

山下 芳生君

梶原 敬義君

委員

倉田 寛之君

小山 孝雄君

末広まきこ君

中曾根弘文君

森田 次夫君

森山 裕君

海野 徹君

内藤 正光君

長谷川 清君

國務大臣

通商産業大臣

与謝野 馨君

總務庁行政監察局長

東田 親司君

文化庁次長

近藤 信司君

通商産業大臣官房商務流通審議官

岩田 満泰君

通商産業省産業政策局長

江崎 格君

通商産業省機械情報産業局長

広瀬 勝彦君

通商産業省生活産業局長

近藤 隆彦君

資源エネルギー庁長官

稲川 泰弘君

資源エネルギー庁石油部長

今井 康夫君

特許庁長官

伊佐山建志君

常任委員会専門員

塩入 武三君

説明員

法務大臣官房司法法制調査部司法法制課長

河村 博君

文部大臣官房審議官

若松 澄夫君

本日の會議に付した案件 ○特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(須藤良太郎君) ただいまから經濟・産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨日、加納時男君が委員を辞任され、その補欠として森山裕君が選任されました。

○委員長(須藤良太郎君) 特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。○畑惠君 自由民主党の畑惠でございます。どうぞよろしく御願い申し上げます。

今回の特許法改正ですが、さきの通常国会での改正で積み残されましたさまざまな課題について、そのほとんどに対する施策が盛り込まれておりました、いわば特許法大改正の完結編と言えるものだと認識しております。本委員会におきましても、さきの国会では全会一致で附帯決議をつけさせていただきましたけれども、その項目、例えば文書提出命令の拡充ですとか計算鑑定人制度の創設など、具体的な措置は今回ほとんど表現いたしませんというところで、大いに評価させていただきますと思います。

中でも、裁判官の裁量ですとか判断によって、たとえすべての侵害地における販売数量の立証が困難でも、蓋然性のある事実まで考慮して実質的な規模の損害賠償が可能になる道が開けたことは、私自身、非常に朗報だと思えます。ぜひ、米国の三倍賠償にまさるとも劣らないような勇氣あ

る裁定を下していただいて、いわゆるこれまでの侵害のやり得を一掃して、損害賠償の認定額、これまでですと米国の方は大体平均百億円規模で今まで進んでおりますが、日本の方はその二百分の一程度にすぎないという現状でございますので、このような現状を打ち破っていただきたいと思っております。

今回のこの特許法の改正ですけれども、これまで特許庁はこの改正に当たって、広く強くそして早い保護というのをスローガンに掲げていらっしゃいました。特に今回はこの早さ、迅速さについて伺ってまいりたいと思っております。

今回の改正では、権利の取得を早めるために、審査請求期間を現行の七年から三年に短縮されました。デファクトスタンダードの獲得が国際競争を勝ち抜く上での大命題である今日にとり、特許権の取得が欧米に比しておくれれば、それだけ日本がデファクト獲得の点で不利になるといことは明白でございます。

そういう中で、審査請求期間が短縮されたというのは当然の措置だと思っておりますけれども、欧米諸国と比べた場合、例えば欧州特許庁は二年、米国の審査請求期間自体が、確かに特許制度自体が日本と多少違いますが、ございませぬ。なぜ今回、短くしたにもかかわらず欧米よりは長い三年という期間設定をされたんでしょうか。

○政府委員(伊佐山建志君) 先生御指摘のようには、アメリカ、ヨーロッパ、日本の間で審査請求期間がそれぞれ違った制度をとっております。これは、それぞれの国のよって立つ制度的、歴史的、文化的な背景等を勘案したものと理解いたしております。特に私どもといたしましては、アメリカの制度はともかくといたしまして、ヨーロッパの制度にできるだけ近づけるというのは我々にとって決して悪い考え方ではないというこ

ともございまして、ヨーロッパの制度を十分勉強しながら今回の制度改正に当たったつもりでございます。

ヨーロッパ特許庁におきましては、出願から一定期間経過後に先行技術調査の結果でございまして、サーチレポートを公表する、そういう制度を設けております。したがって、出願する側からいいますと相対的に短時間で審査請求の要否を判断することが可能だということでございます。

私どもの制度におきましてはこういうものがございませぬ。審査請求期間を過度に短くするということによりまして、出願する側の方が発明を再評価するといったこと、これを十分に行えないまま審査請求をするというのは出願する側に負担を過度に要求することになるのではないかと、いつもございまして、二年ではなくして三年にいたしました。

○畑憲君 過去の背景というのは私自身もある程度存じ上げていますけれども、ただ、大手企業、またベンチャー等に話を聞きますと、確かに、むだな審査料は払いたくはないんだけれども、審査料が下がるのであるならば、できるだけ審査請求期間というのは短くという方が、ない方向で審査料を下げた方がいいと、そういう要望が大体総体としては聞かえてまいりますので、ぜひ今後の動向も見守りながらそういう一つの方向というのを検討していただきたいと思います。

さて、早さという点でもう一点伺いたいんですけれども、こちらの方は侵害訴訟手続の方の迅速化という問題について伺いたいと思います。

昨今、時間がかかり過ぎる日本での訴訟を避け、日本企業同士の係争でさえも米国の方に持ち込まれるというケースが大変ふえてきております。ちなみに、米国で知的財産権に関する訴訟を起しますと弁護士費用だけで年間一億から二億円と日本の五倍以上かかると言われているんですけれども、それにもかかわらず、訴訟を米国で行うためにそのための事務所を米国につくる企業が

このごろ出てきています。といいますのも、何事につけ今市場というのはスピードの速さというものが勝負のなかめでございますけれども、中でも製品寿命が短いハイテク製品などですと訴訟期間が長いという致命的になってしまふ。このままでは日本の司法制度は、こうやって日本からどんどん出ていってしまつて空洞化の一途をたどるんではないか。それだけならまだしも、その遅い司法というのに足を引っ張られて我が国の国際競争力というのに陰りが見えるのではないかと私自身いつも気にしておるんです。

こうした事態を、大臣というお立場はもちろんなんですけれども、我が党の知的財産権議員連盟の会長でもあります、この問題に大変御造詣の深い与謝野大臣はどのように認識していらっしゃるかと申すでしょうか。

○國務大臣(与謝野馨君) 先生おっしゃっているとおりでございまして、日本の企業同士が争うのにアメリカの裁判制度を利用するというのは大変おかしなことでございます。いわば司法の空洞化と呼ばれるような現象でございまして、私は大変重大な問題だというふうな認識をしております。先生御指摘のように、知的財産権の重要性が高まる中で、侵害訴訟を迅速かつ適切に解決することは日本の競争力を高める上でも大変重要でございまして、不可欠な問題であると思っております。

今回の改正案は、権利侵害に対する救済措置の拡充を図るため、侵害訴訟の各段階に於いて、まず第一には侵害行為の立証の容易化、それから第二には損害の計算の容易化、第三には実質的な規模の損害賠償の実現等の規定を体系的に盛り込んでおりまして、早く広く強い保護の実現を目指しているものでございます。

この改正法の趣旨を踏まえた適正な運用が行われることにより、侵害し得る社会が是正され、国内の裁判制度の活用を通じて知的財産権侵害に関する紛争が迅速に解決されることを期待しております。

○畑憲君 今回、特許法の改正を二度の国会にわたっていただいて、これ自体は大変大きく日本知的財産権保護ということに寄与すると思っておりますけれども、繰り返しになりますが、やはりそれだけではなかなか解決しない、司法の問題というのは非常に大きいと思っております。特許庁と法務省の連携というのもオンラインでとられるということもございまして、なおぜひ法務省の方とも連携をとっていただきたいと思います。

そこで、きょうは法務省の方にもおいでいただいておりますので、この実態についていろいろ伺いたいと思っております。

御省の方でも今年度から司法試験の合格者を七百人から千人にふやすということで、こうした実態を何とか是正しようというその意気込みは感じられますが、やはりはつきり申して焼け石に水ではないかなというのには私だけでは各所から聞かえてまいります。

現在、日本の弁護士は一万六千八百人、これに対して米国は八十八万人というところでございまして。この差は、単なる量的な差だけではなくて質的な差も生み出していると思っております。というのは、つまり米国では弁護士資格を持っている人間が非常に多いですから、何か専門的な知識という分野を持たないといふ生き残っていけない。労働問題であるとか知的財産権問題の専門的な弁護士というものが自然に生まれてくる。また、試験というのも日本のように狭き門ではないですから、それだけに特化した勉強をするのではなくて、法律以外のさまざまな専門知識ですとか資格を持った弁護士さんというのが生まれてくる。

何も米国のように余りにも過剰な訴訟社会というのには私自身も望むものではないんですけれども、それにしても我が国の抜本的な司法改革というのには早急に行なわなければならないと思っておりますけれども、法務省としてはどのような見解をお持ちでしょうか、あわせて大臣にもう一度この司法改革ということについて伺いたいと思っております。

○説明員(河村博君) 御説明いたします。まず、司法試験合格者の点についてでございますが、司法試験合格者を年間千五百人程度に増加するというところにつきましては、政府の規制緩和推進三カ年計画等において取り上げられておりますのでございまして。

国民の権利、利益の実現、法秩序の維持といえます法曹の果たすべき役割と職責の重大性にかんがみまして、司法試験合格者の増加に当たりましては、国民の負担にこたえるに足る水準、この質を確保することが必要でございますし、これからの社会のニーズに的確に対応していくために、先生御指摘のような知的財産権事件などの高度で複雑な法律問題にも対応できる法律専門家を養成していくというのが極めて重要であると考えております。

司法制度の改革という点につきましては、内閣に司法制度改革審議会を設置していただく、そこで二十一世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにしていただき、司法制度の改革と基盤の整備に関して必要な基本的施策について国民の見地から調査、審議していただく、そういう法案を現在国会において審議していただいているところでございます。

法務省といたしましては、この審議会における動向などを踏まえながら、法曹の質及び量の充実強化に今後とも努めてまいりたいと考えております。

○國務大臣(与謝野馨君) 御指摘のように、早い司法の実現というのは、我が国企業同士の特許侵害訴訟が海外で行われるなど司法の空洞化が問題となつていく状況の中で、私としてはこれは喫緊の課題であるというふうな考えをしております。

特に、特許権の場合は、土地の所有権などと異なりまして、権利の期間に一定の制限が設けられております。したがって、限られた期間の中で権利を十分享有するためには、権利侵害が発生した場合、速やかな紛争解決が求められるわけ

でございます。

また、獨創的な技術開発を推進していくためには、先行投資に見合うだけの適正な利益回収が確保される必要があります。侵害行為があった場合には迅速に適正な損害の補償を受けられるようにすることが求められているわけでございます。

今回の改正案は、以上のような特許侵害訴訟の迅速化の要請を踏まえまして、特許侵害に対する救済措置の拡充のための制度改正を行うものであります。また、特許庁と裁判所との間の協力強化の観点から、侵害情報の相互交換を制度化するとともに、特許庁から裁判所への専門の調査官の配置や技術的見解の提供の強化を図ることとしております。

今後は、改正法の趣旨を踏まえ、裁判所において適正な法運用が行われることにより早い司法が実現していくことを期待しております。また、今後とも特許庁及び裁判所が協力関係の強化を図りながら、それぞれの観点から紛争処理機能の強化に向けた取り組みを行っていくことが重要と認識しております。

なお、付言いたしますと、裁判所の方でも特許侵害に関しては、その重要性にかんがみまして、多少の人員の増強を図ってくださっております。

○畑憲君 ありがとうございます。

ぜひ連携を強化していただいて、一つの省の中で御自身たちが思っているようにもできないことが多分これだけの改革になるとあると思っておりますので、私も政治家の役目だと思っておりますけれども、ぜひ私も連携を密にならして司法改革を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

さて、ここからは多少法案からは離れますけれども、関連ということで知的財産権全般について伺ってまいりたいと思っております。

知的財産の価値が急速にクローズアップされてその重要性を増しているというのは先ほど大臣からもお言葉があったとおりでございますけれども、今後さらにグローバルにボーダーレスになって

いって全世界的に波及していくことは必至だと予想されます。既に、バイオですとか情報通信の分野では先進各国が知的財産権というテーマを国家戦略の主眼に据えて、これまでに発明、発見あるいは創造されたさまざまな知的財というのをいかに自分たちのところに取り込むかとか熾烈なバトルを繰り広げていると聞きますけれども、まずそうした国際舞台での状況というのを特許庁長官から御報告願えますでしょうか。

○政府委員(伊佐山 隆志君) 先生御指摘のように、今や世界の市場でそれぞれの企業家が競争するような環境になっております。日本は日本としてみずからの強い部分というものを今後いかに強めていくかということは当然の課題として私どもも認識いたしておりますが、アメリカ、ヨーロッパにおきましても決して手を緩めているわけじゃございません。今御指摘のように、バイオテクノロジーでありますとか通信情報関係の技術開発、こういったものにつまみまして、ただ単に技術開発を進めるだけじゃなくして、知的財産権という制度を上手に使いながらその産業の発展を図るといようなことをかなり意識的に戦略的に行っていることは御指摘のとおりでございます。

具体的には、ヨーロッパにおきまして、先月、欧州委員会が特許を通じた技術革新の促進という提言を出しております。彼らの問題意識といたしましては、アメリカとか日本と比べますと相対的にまだ劣っているところがある、制度的に劣っている部分というものを平等化させることによって関係する産業というものを振興していきたいという思いでございます。今後特許政策というものを中核に据えまして新たな競争力強化策をこれから築いていくというようなことを提言いたしております。

アメリカも似たようなことを問題意識として持っております。今月の初め、競争力評議会のレポートが出されておりますけれども、八〇年代におきましては、うまく知的財産権政策を活用することによってアメリカの持っておりますポテン

シャル、産業の持っております競争力というものをうまく育てるということによりまして今日の非常に好調な経済を回復したという認識は持っておりますが、しかし九〇年代に入って、八〇年代にやったほどの知的財産権政策というものをうまく活用していかないのではいかという批判が国内で出ておまして、早急にアメリカとしてもう一度この観点から競争力の強化というのを考えたいかと、こういうレポートが出されております。

私どもも、そういう環境にございますので、バイオでありますとかソフトといったような二十一世紀におきます中核をなすと思われる技術政策については、決して他におくれをとるようなことにならないように万全を期してやっていきたいと思っております。

特に、国際面におきましては、私どものところに工業所有権審議会というのがございます。これの国際部会というのが昨年の年末からつい最近まで非常に熱心な御議論をいたしまして、今後日本としてそういう国際環境の中でどうあるべきかということについての御提言もいただいております。そういうものを十分に参考にしながら、いろいろな場を通じて我々の意見というものを主張し、世界的な制度調和ということに率先して取り組んでまいりたいと思っております。

○畑憲君 あれだけトップを走っていると申しました米国が、なおかつもっとも頑張りなまきやいけないというふうな中で批判を受けているということを聞きましてちょっと背筋が寒くなる気がいたしますけれども、ぜひ今の意気込みのとおり頑張っていたきたいと思います。

日本が、日本だけでこの問題を考えたらしくらぬと思うんですけれども、アジアというくくりでどう考えるのか、欧米を目前にしてどう考えるのか、そしてその研究開発機関ですとか民間というところとの連携をどう考えるのか、いろいろな問題があると思っております。そういう意味では、本日に総合的な見地から考えていかなければ

いけない知的財産権の施策でございます。

日本の中を見ました場合に、非常に大きな問題だと思っておりますのは、分野別に複数の省がそれぞれ担当している、特許と著作権、それぞれ違うというところがございますので、知的財産政策ということでそれを国家戦略的に進めるのであれば、やはり一本化して政策を進められるような、そういう組織体系というのにも必要ではないか。仮にでありますけれども、知的財産庁と呼ぶようなものを今後、すぐにではないですけれども、実行していかねばならないのではないかと。そういう組織の枠組みの話になりますと、官庁の話ではなくてこれは政治家の役目でございます。

そのためには、国会議員が知的財産政策の重要性というのをよく認識して一致団結して進めなければいけないわけです。大臣としてはこの問題なかなか言及しにくいところもあるとは思いますが、けれども、もしその場合には、その部分を少し離れて一人の議員として、知的財産権に非常に造詣が深く問題意識の高い与野議員としてお答えいただいても結構なんですけれども、この知的財産政策の一本化ということについてのどのような御見識をお持ちでございますでしょうか。

○国務大臣(与野野 善吉) 御指摘の知的財産権に関する行政組織につきましては、基本的な法目的の相違を踏まえて編成されているわけでございます。例えば、特許法が産業の発達に寄与することを目的とし、著作権法は文化の発展に寄与することを目的とする、それぞれ法目的を異にしていることを踏まえまして、特許庁及び文化庁がそれぞれの法律を所管しているのが現在の体制でございます。

通産省としては、最近、権利侵害への対応の強化等共通の課題も出てきておりますことから、関係省庁との間で具体的な施策の検討に際して、審議会等の委員として相互に参画し合うなど協力連携を強化してきているところでございまして、こうした交流を通じて、今後とも整合性のとれた戦略的な政策の推進に努めてまいります。

なお、今、文部省・文化庁と話をしておりますが、通産省からも文部省・文化庁に出向して著作権法の勉強をする必要がある、また、もちろん文部省・文化庁で必要であれば我々としても受け入れる、そういうことで、相互に、特許法のこともわかっていたら、また我々も著作権法のこともわかっていたら、またそれぞれの行政を進めていくということの必要性は実は感じているわけでございます。

○畑憲君 ありがとうございます。

人事交流を初めとしてさまざまな連携のとり方というのを模索していらっしゃる、また実行していらっしゃるということでございますので、一気に物事を進めるとするのは難しいと思っておりますが、そのような形で進めたいと思っております。また、政策として事実上一本化されて国家戦略として打ち出せばいいわけですので、ぜひそういう環境整備に努めていただきたいと思います。

では、ちょっと変わりました、昨今のデジタルネットワーク技術の進歩の中で発生している問題について伺ってまいりたいと思っております。

デジタルネットワーク技術は進歩の速度というのが非常に速くて、今では画像ですとかデータなどの情報コンテンツの加工・複製が簡単にいわれる上に、しかもほとんど劣化がないということですので、こうなってしまうと、加工・複製、再発信が可能になったことは、これ自体は技術進歩のメリットだとは思いますが、これにのみならず、現行の著作権処理の枠組み、これにおさまりにくい新たな問題というのが生じていると思っております。

現在は、著作権そのものが単なる権利ということよりも非常に大きな経済的価値を持つようになっています。こういう現状にかんがみまして、例えばの話ですけれども、著作人格権の保護規定を初めとして現行の著作権に関するさまざまな規定が、情報コンテンツの流通と利用の実態にそぐわないのではないかと、声が現場からよく聞こえてまいります。政府としてはこうして

課題にどのように今取り組まれているのか、伺えますでしょうか。

○政府委員(近藤信司君) お答えをいたします。

近年、デジタル化でありますとかネットワーク化の進展に伴いまして、音楽、美術、映画などの著作物の利用形態も多様化し、その経済的価値にも改めて関心が高まっているところでございます。

文化庁といたしましては、このような社会の変化に対応いたしまして、著作権制度の改善を適切に行い、著作物の権利利益を確保していくことが重要である、それがひいては文化の発展にもつながっていくのであろう、このように認識いたしております。法律制度の面では、平成九年にインターネット等に対応いたしました公衆送信権でありますとか送信可能化権の整備を行ったところであります。

今後にも必要に応じて見直しを図ってまいりたいと考えておりますし、こういった法律制度面の整備に加えまして、著作物の円滑な利用を図ることも重要でございます。文化庁では、著作物の利用手段円滑化のためにさまざまな分野の著作物の権利情報を一つの窓口で提供するシステムの構想を今推進しているところでございます。

また、著作権者にかわりまして著作権を行使している著作権管理団体のあり方につきまして、時代の変化に対応して的確に、また効率的な権利処理体制が整備されるよう今後とも努力をしております。このように考えているところでございます。

○政府委員(江崎格君) 経済社会の情報化の進展に伴いまして、また先生御指摘の情報技術の進展に伴いまして、いわゆるコンテンツと言われるものの円滑な流通あるいはその利用を図っていくことは非常に重要でございますが、一方において著作権者の保護をきちっと図る、この両方の要請を両立させるということがますます重要になるといって認識を持ってまいります。

通産省におきましては、デジタル化ですとかあ

るいはネットワーク化に伴います諸問題につきまして、産権審ですと御議論をお願いしていたわけでございますけれども、その結論を踏まえまして、今国会に、コンテンツの無断視聴ですとかあるいは無断でコピーをするというのを防止する技術につきまして、これを無効化する装置というのをどんどん販売するというようなことが横行しております。こういうことに対して差し止め請求を認めるといった不正競争防止法改正案というのを実は提案させていただいております。その中で、著作権法の直接の対象になっておられません。コンテンツの無断視聴、これに対しても規制の対象にしているわけでございますけれども、一方におきまして、その中身ですが、民事救済にとどめまして、つまり刑事罰を科さないということが必要最小限のものにするという配慮をしております。

こういうことで、私も今後はとも、コンテンツの制作者あるいはコンテンツの提供者、それから著作権者あるいは機器のメーカー、こういった関係者の間で新しい時代に対応したビジネスの枠組みづくりのための調整が円滑に進められるように、これから関係省庁とも十分連絡をとりながら今後適切に対応していきたい、このように考えております。

○畑憲君 時間も来てしまいましたけれども、ぜひ連携をとっていただきたいと思います。

ただ、例えば権利交渉で折り合いがつかなく、ビデオのソフトですとかDVDのソフトですとか、結局商品化を断念したというのがアンケートをとりますと六割以上あるということで、やはりこれは問題。でも一方で、確かにデジタルコンテンツの制作者側にも著作権など権利問題に関する認識というのがまだかなり低いという、そういう結果も出ておりますので、ぜひ連携をとっていただいで、双方といましようか、関連各省庁がそれぞれバランスをとれるように、特に使用料の規定というのは、民衆で解決することだといつてもなかなかこのところ進まないということとは

くさんございますので、ぜひ円滑に進むように御指導いただきたいと思います。

時間が来ましたので終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○福山哲郎君 おはようございます。民主党・新緑風会の福山でございます。

きょうは、特許法の改正について質問させていただきます。

昨年の四月、先ほど畑委員もおっしゃられましたように、特許法は損害賠償についての改正も含み四十年ぶりに改正をされて、とうとう日本もプロパテント時代のスタートを切った、今回の改正がいよいよ二段ロケットの二段目ということで、各委員の先生方の御尽力で附帯決議がなされまして、今回その附帯決議の内容がかなりの部分反映されているというふうに考えております。

とはいえ、まず、特許や実用新案、意匠、商標など、これまで特許庁が担当してきたものというのは、工業所有権とあって、ある意味で物権的なアプローチをされてきたように感じております。この所有権という概念から、産業財産権というように形を取引ができるような状況でということ、今まさにこの特許の問題というのはその変化の真ただ中にあるように考えております。

そうすると、こういった技術というのはまさに国境がなく動き回っていく。その国境がない中で、どの国で研究開発をすれば一番得かという競争が実はもう始まっているんだらう。そうすると、当然、知的財産権の保護が最も強い国に研究成果というものが集まっていく状況になっていくのではないかなというふうに思っています。これに乗りおかれてはいけません。まして、日本は先頭を切るんだという心意気のもとに今回の改正案がされたのは重々承知しておるんですが、とにかくこういう状況で、日本の産業発展、技術集積というものが外へ出ていくことに対して抑えていく。これは大きく国益に関係するものだというふうに思っていますので、こういった状況を踏まえて、ま



その結果、審査請求件数が増加することになるのではないかと御懸念、私ももそういふことの可能性については十分配慮しなさいけないといふふうを考えております。一つにはいわゆるペーパーレス計画、これを私も長い間計画的に進めさせていただいておりますけれども、これをさらに実効あるものにさせる。それから、私も特許庁でこれまでやってこられた方で、わかりやすく申し上げますと、定年になられた、定年になりそうだが、しかしながら同じような仕事をやりたいという意欲と能力を持った方がたくさんおられます。そういう方々の力というものをうまく活用させていただいて、そういうことを通じまして審査処理件数というものを少しでも高めるといふような形をとってきております。

おかげさまで、最近に至りましては審査処理件数というものは審査請求件数を上回っておりますものから、約四、五万件毎年上回るような環境になっておりますので、何とかその辺のやりくりはできるのではないかと。それから、さらには情報の分野で、これまでも特許情報をマージナルコストで提供するということによりまして、民間企業のデータベース構築をそういう形でもって間接的に御支援をさせていただいております。

それに加えて、特に中小あるいはベンチャー企業に注目いたしまして、三月末、つまりあすから私どもの特許電子図書館をいよいよインターネットで開放することができるようになっております。これによりまして、特許庁が保有しております約四千万件の特許情報、必ずしも特許だけじゃございませんで、工業所有権関係それから非特許文獻なんかも入っておりますが、こういうものを分類・検索サービスつきで世の中に御提出するというのを考えております。これによりまして、出願する側にあります。先行技術調査を非常に容易に御自身でおできになるという環境になりますので、一部の出願あるいは審査請求というものはそういうものを御利用する

ことによりまして明らかに不要になるのではないかと、いふふうを考えております。

○福山哲郎君 ありがとうございます。もう一つ、同じような観点でお伺いをしたいと思います。少し細かくなりますが、恐縮です。

無効審判の審理において、書面のやりとりを口頭審理にするということの促進が行われていまして、平成八年まで二十以内だったものが、平成九年は五十六件、平成十年には百四十四件を数えて、大変ふえている。その中で、これまでは口頭審理が厳格に行われたかどうか、適法に行われたかどうかの証明手段である調書の作成を審判長の命を受けた職員が行っていることを、今回、客観性、公正性を担保するために審判書記官というものを創設するというふうに変更案が入っているわけですか。

これはどのような形での人員体制を整えられるのか、またその件数増に対応できるのか、先ほどと同じような観点でございしますが、お答えをいただければ幸いです。

○政府委員(伊佐山雄志君) 御指摘のとおり、口頭審理案件というものが最近非常にふえております。従前はどちらかというと書面に依存するケースが多かったわけですが、口頭審理を通じて、特に当事者の言い分というものが非常にはっきりと明確な形でもって確認できるといふメリットが大きいということを踏まえまして、これをベースに今後やっていくことが多分社会的なニーズにこたえることにはなれないか。そのためには、手続面でもう少しきちっとした形にしないと客観性、信頼性というものが得られる形にはならないというところもございまして、今回審判書記官という新しい制度を導入していただくべくお願い申し上げているところでございます。

具体的にこういう仕事ができるにはそれなり専門知識が必要でございます。少なくとも特許実務を十分に経験している、それに加えまして、特許法のみならず民事訴訟法等の関連法規の知識を十分持っている、あるいはやはり調書というものを作成するのはそれなりの専門性が必要でございます。調書を作成する能力を持っている、こういう方々でなければいけないということでございます。この法律をお認めいただければ来年からこういう制度を導入したいということでございます。その中で、若干の時間的な余裕をいただいた上で、私どもの研修所で所要の研修を十分にさせていただいて、それに対応できるような形にしたいと思っております。

具体的には、三人の審判書記官で対処するというところでございます。現在、今御指摘のように百数十件弱でございます。したがって、一人当たり数十件ということになりますので、これは私どもの実務経験からいいますと十分にこたえ得る量だといふふうには判断いたしております。

○福山哲郎君 ありがとうございます。その専門性のある人材というのは、先ほど言われた例えは特許庁のOBの方とかもしくは弁理士の方とか、そういうふうなイメージでよろしいのでしょうか。

○政府委員(伊佐山雄志君) むしろ現役の方でございます。

○福山哲郎君 ありがとうございます。次でございますが、今回の答申に書かれて、それは法案の改正で見送られた点なんです、これはお答えにならないので、それは御判断をいただければと思っております。

弁護士費用の敗訴者負担の導入については、答申の中では積極説、消極説両論が併記されております。訴訟の結果、権利者の得る賠償額との関係で弁護士費用をどちらが持つかということに對して、これは特許庁のお答えいただける範囲なのかどうかちよとわからないうのですが、この件について答申の中のものか今回外れているということ、どういふふうにお考えなのかをお教えいただけますでしょうか。

○政府委員(伊佐山雄志君) 先生が御指摘された点以上は私ども、こういうふうにやりたいということを持っていくわけじゃないです。弁護士費用のみならず、できるだけ侵害した側の利益というものを立証する、この立証の仕方も大変難しいものがございます。利益から所要のコストを差引けばいいじゃないかというふうな議論がございまして、これも実はどういふ客観的な証拠をもって費用と認めるかというふうな問題もございまして、それが不明な場合に、最終的には収入として得たものを全部とっていいのかわかというふうな議論もございまして、この点については今後いろいろなケースというものを踏まえて判断していきたい、こういう結論になったものですから、私どもとしては、今まだ方向づけをするのは時期尚早だということに触れないことにならなければなりません。

○福山哲郎君 先ほど御委員の方からもありました司法制度改革の関係になりますが、間違いなく知的所有権訴訟というのはこの流れからいってこれから増加傾向にあると思っております。ところが、裁判所の体制、司法の中の体制では、東京地裁で専門部が一部増設されたという動きがありますが、抜本的に拡充強化がされているわけではないと聞いています。権利の迅速な確定をしなければいけないと聞いています。そういう点も含めて、これは司法の問題なのでこれも言及いただけるかどうかは別に、専門的な知識を有する裁判官の養成等については今どのようにお考えなのかをお教えいただけますでしょうか。

○政府委員(伊佐山雄志君) 特許等の侵害訴訟を円滑に運営する要件といたしまして、技術的な知見を有する私ども特許庁と法的判断能力を有する裁判所がうまく連携をしないと所期の目的を達することができないというところは御指摘のとおりでございます。そういう観点から、今回の法案におきまして、特許庁と裁判所との間の協力関係というものを意図的に強化する、そういう規定を幾つか設けていただいております。具体的には、侵害情報を交換する、それから特許庁の専門的判断を提供することによって裁判に

おけます判断業務というものを少しでも迅速化できるような形にするというような工夫をさせていただいております。

それから、侵害訴訟の迅速な解決を図るべく、私どもから専門の調査官を裁判所に配置させていただいております。この人たちに對する特許情報、これを得るだけいわばオンラインで提供できるような、あたかもかつて御自身で特許庁においてやっておった仕事と同じような環境で調べることができるような形になることによつて、審理の迅速化が図られるのではないかとこのように考えております。

こういう形での協力関係というものを今後ともぜひ強化してまいりたいと思っております。

○福山哲郎君 次に、文部省にお伺いをしたいと思います。

日米の大学における特許の出願件数というのが異常に差が大きくて、一九九五年の段階で日本は百三十七件、アメリカは五千百件ということで大変大きな違いがある。この辺のことにかんがみて、昨年、大学等技術移転法、TLOができたんだというふうに思います。

歴史的に見てなぜこのような差が生じたのかというお答えと、実際に大学での知的財産開発のために文部省としては具体策をどのようにお考えなのか、それからもう一点は、先ほど申し上げたTLOについて今進捗状況はどのようになっているのか、三点についてお答えをいただけますでしょうか。

○説明員(若松澤夫君) 先生御指摘いただきましたように、工業所有権審議会の答申資料によりまして、平成七年、一九九五年でございますけれども、日本の大学が特許出願をいたしました件数が百三十七件に對しまして、米国の大学が特許出願した件数が五千百件というふうに承知をいたしておるわけでございます。

ふうにしていることに對しまして、日本の国立大学では原則として大学ではなく個人に帰属するというふうになされてございまして、実態としても八割強が個人に帰属しているということなど、制度面での違いというものもございまして、一概に単純な比較というのは難しいのではないかとこのように思っております。

ただ、帰属先がどうであるかということにかかわらず、日本の大学の研究成果というものが必ずしも特許に結びついていないのではないかと、こういう指摘があるということは事実でございます。私どももいたしましては、大学の教官が積極的に特許がとれるような環境を整備していくことは重要なことだということふうに認識をいたしております。

そうしたことから、例えば研究者のインセンティブを高めるために、科学研究費補助金という基本的な研究費がございしますが、その中の研究業績という欄がございしますが、その中の程度特許を取得したのかというようなことについての記載欄を設けるといふようなことございまして、あるいは教官個人が持っております特許を出願するためのサポートの体制というものをつくっていく。先ほど先生御指摘ございましたような、支援をするためのTLO法と言われるものを通産省と一緒に制定をして促進しているというふうなことがございます。また、平成十一年度からでございますけれども、科学技術庁と共同いたしました、大学の教員の特許マインドというものもを涵養するためのセミナーというふうなものも開くことにいたしておるところでございます。

今後とも、大学の教員の特許取得を支援するための環境整備、ひいてはそれが民間に活用されていくことについて努力をしていきたいというふうな思っております。

それから、TLOの設立状況でございますけれども、御案内のように、昨年の八月一日からいわゆるTLO法が施行されておるわけでございます。昨年の十二月には、東京大学を中心といたし

ます株式会社先端科学技術インキュベーションセンター、それから東北大学を初めとする東北地域の国立大学を對象といたします株式会社東北テクノアーチ、それから立命館大学を初めとするこの関西地域を對象とします関西ティー・エル・オー、さらには学校法人日本大学、その四法人から申請のありました実施計画について承認をいたしましたところでございます。それ以外にも、近年、北海道大学、筑波大学、東工大、名古屋大学、九州大学など二十以上の大学で設立に向けての全学的な検討委員会というものが設けられているなど、学内外でさまざまな形態レベルでの検討が進められておまして、私どもとしてもそれを推進していきたいというふうに考えているところでございます。

○福山哲郎君 先日、この質問をするのである技術系の大学の先生のところへお話を伺いに行つたら、特許を出すよりも論文を発表する方が大学の世界では評価が高いんや、その評価がもらえないんだつたら特許へ出すよりも学会での論文発表の方を私たちは優先する、そういう風土が日本のアカデミズムにはあるというお話を直接伺いました。

今のお答えをいただいたのですが、その風土が変わるとは到底思えないんですが、その辺について文部省はどういう御認識でいらっしゃいますでしょうか。

○説明員(若松澤夫君) 大学の教官がまず最初に考えますのは、自分の研究成果というものを論文にすることであるということにつきましては、日本の研究者はもちろんでございますけれども、日本の研究者においてもそれは同様であるというふうな承知している限りにおきましては、アメリカの研究者においてもそれは同様であるというふうな思っております。ただ、とりわけ日本では、特許を取得するということが、研究評価、研究の業績として認められにくい、そういう風土があるというところは先生のおっしゃるとおりであるように思っております。

したがって、先ほど若干申し上げました

ように、大学の先生方に対します代表的な研究費でございますところの科学研究費補助金、そういうものの業績欄に特許の取得状況というふうなものを記載させるというふうな形で、申請を評価する上での一つの方法にするというふうなことなど、取り組みをして、大学の先生方の意識を少しずつ、特許をとるといふことも研究業績としての重要な要素だといふ認識を持っていただきたいというふうな考えているわけでございます。

○福山哲郎君 ということは、今の表現でいいますと、特許をとることも業績の評価の一部であるということの認識を持ってほしいということなんです、文部省は特許の方向に誘導してさっへ向かっていくという形でもないわけですね。一応学会での発表等は、もちろんアカデミズム、それが大事なのはわかるんですが、それは一部の選択肢としてそういうことも評価の対象に入れましようよという、今の段階ではその程度なわけですか。

○説明員(若松澤夫君) 大学の先生方が行つておる研究活動は非常に幅が広いわけでございまして、もちろんすべての研究が実用化に即結びつくという研究をいたしているわけではないわけでございます。ただ、中には研究成果というものが産業界等の活用にあふましいものというものは当然あるわけでございまして、そういうものがいたすうちに埋もれておるといふことはよろしくない。

したがって、先生方の意識というものを、学会発表あるいは論文発表という形態とともに、そういうような内容の研究成果につきましては速やかに移転ができるようにということで、私どもとしても先ほど申し上げましたTLOというふうなものも促進するという形もとっております。私どもの持つておりますパンフレット等でもそういうことについての啓発をしているつもりでございます。

○福山哲郎君 また少し話が変わります。マドリッド協定議定書に参加するというお話について、二、三お伺いをしたいと思います。一つは、今このマドリッド協定書に参加するに

当たりまして、アジアを見たところ、近隣アジア諸国において我が国の意匠や商標等が大変模倣される例が多くなっています。この模倣品流通というので我が国の産業は大変被害をこうむっている。これの対策に苦慮しているというふうな話も伺っているんですが、この模倣品に対する対策をどう考えているのか。

さらに、そこに加えて、模倣品が出回っているアジアにおいて実はこのマドリッド議定書に対して参加を表明している国がまだまだ少ないということの現状についてどう考えているのか、お伺いします。

○政府委員(伊佐山健志君) 御指摘のとおり、アジアを中心といたします発展途上国におきまして、特に日本の商標の模倣が非常に多いということとはそのとおりでございます。これを何とか改めなきゃいけないということで、基本的には、御案内のとおり、二〇〇一年からWTOのTRIPS協定の履行期限が来るわけでございますので、それぞれの国におきまして総合的な知的所有権制度の整備というものがとられているところでございます。

さはさりながら、制度があれば必ずしも十分だということではないのが現実でございますので、模倣被害の実例を私どもなりに調査いたしました。これまでも発展途上国政府に対しては、それを示しながらこういうふうな改めをほしいということをお願いして、制度運用の改善要請を行ったりいたしております。

また、あわせて、アジア等の発展途上国の取り締まりに当たる方々に日本に来ていただいて、日本ではこういう形でもってやっているからこそこういう欲しい技術が入ってくるような環境になっていきますということをお教えさせていただいております。

それからまた、日本の方の企業にも必ずしもマインドが十分にできていない。模倣されてやっとならぬ一流の企業になったというようなことを言

われる企業も現実の問題としてございます。そういう方々には、そんなことをやっていたんじや問題を大きくするばかりだということを申し上げて、外にいらっしゃる模倣品被害のセミナーを開催する。こういった実態がありますよということを教えながら、それをどういうふうに行ったら回避できるかということ、アメリカとかヨーロッパの事例を申し上げながら、マニュアル集をつくるなどして御協力いたしますか、むしろ意識改革をしていただくべくいろいろな働きかけをいたしております。

それから、マドリッド協定議定書でございますけれども、御指摘のとおり、実はアジア諸国でこれに参加いたしておりますのは中国と北朝鮮、この二カ国でございます。ほかの国がまだ参加されていないということ、私どもその辺は非常に気になっておりますので、去年一月に日韓特許庁長官会合というのがございました。その場でもぜひこれに入るべきではないだろうかというようにお話を申し上げております。韓国では具体的にマドリッド・プロトコルに参加すべくその手続を早急に進めているんだというお話でございます。したがって、韓国は時間の問題で参加されることになると思います。

ASEAN諸国にもお話を申し上げているんですけれども、そのもう少し手前の状況にあるものだから、まずはTRIPS履行をきちっとやるための制度づくりをした上で、こういう問題についてもやりたいというのが実態のようでございませう。いろいろな機会を利用しながら、日本の経験を十分お話ししながら、それをやらないと欲しい技術が入ってこないということについて御理解いただけるように今後とも努力してまいりたいと思っております。

○福山哲郎君 ありがとうございます。本当に一刻も早く働きかけをしていただいて、それこそ日本がリーダーシップを果たしていただかなければいけないと思っております。

もう一点言いますと、このマドリッド・プロト

コルにはアメリカが参加をしません。現実には簡便に迅速に安く商標権をとるということに対してアメリカという巨大な市場が入っていないというの、実は画竜点睛を欠くというか、本当にこれで議定書がうまく機能しているんだらうかという疑念を持たざるを得ないわけです。アメリカの参加の見通し、また今何でアメリカが参加をしないのかの理由について特許庁としてどのような考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(伊佐山健志君) アメリカの場合は、一応行政府としてマドリッド・プロトコルに参加する方向で従前よりも熱心に進めるような形になるのではないかと予測をいたしております。アメリカがこれに問題視しています点は一つだけでございます。EUがこのマドリッド・プロトコルに入っているヨーロッパ諸国に加えてEUという、ある種二重投票権を持つような形になっている、これはおかしいというところでありまして、私どもお伺いしている限りでは、アメリカの中で一部のところがこれに問題を提起している。

今まではその意見が非常に強かったけれども、最近はやっぱトータルとして商標の保護というものをアメリカの企業も非常に重視しております。そのマドリッド・プロトコルというのは大変便利な仕組みでございますので、そういう現実というものを無視できないような環境になりつつあるということから、従前よりももう少しまともにと言ったらおかしいですが、多分議定書におけます審議でもメンバーになること、加盟すること等を是とするような確率というものは非常に高くなっている、このように理解いたしております。

○福山哲郎君 そろそろ時間ですので、最後に一つ、これほど特許法等の改正が進んで世界の大きな流れになってきている。先ほど長官も言われましたが、それが特許電子図書館の

開放等が出てきた段階で、私は、弁理士の資格要件という役割というのとはかなり大きな変化をもたらしてきているのではないかと、今、日本全国で約四千人、これは数で足りるのかどうかという観点と、弁理士資格の試験等、弁理士のあり方等についても弁理士法の改正も含めて視野に入れて考えなければいけないのではないかと、どうも思っているんですが、最後にそういった御見解をお聞きいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○政府委員(伊佐山健志君) 私どもも、弁理士の役割というものが従前以上に大変大きなものになってきているというふうな認識をいたしております。先ほど来御紹介しましたように、地方におきましても知的財産権のウエイトというものは大変高くなっている。したがって、弁理士の方もそうであり、やはり知的財産権にかかわる方々の人的インフラを十分にしないことには十分社会的ニーズにこたえることにならないという認識では同じでございます。

しからば具体的にどうするかということになるわけでございます。量的な問題も私どもも認識いたしております。今の四千人で十分であるかどうか、アメリカの場合には約二万人ほどいるということでございます。経済規模から考えましてもアメリカの半分ぐらいでもいいんじゃないかと、そういう御議論もありません。

そういった点を含めまして、実は昨年の四月以来、私どもの組織の中で今後の二十一世紀におきます弁理士の役割やいかに、今後どういう人、どうい制度にして拡充すべきかということについて議論いたしてまいりまして、その最終的な考え方というものがほぼ取りまとめられつつございませう。

その辺を踏まえまして、今後さらに審議会等の場を通じまして、対象法になっております弁理士法、この改正も十分に視野に入れながらどうい役割を与えるべきかということについても十分な議論をしていただいて、それを踏まえて所要の措

置をとっていききたいというふうを考えております。

○福山哲郎君 ありがとうございます。

○加藤修一君 公明党の加藤でございます。

私は、まず特許法の関連でございますけれども、特許庁が知的財産権を重要な経営資源として位置づけ、その戦略的管理、活用を図ることは非常に不可欠だと、そういったスタンスをとっていることは非常によろしいと思います。

ソフトウエアの担保評価というのは極めて私は難しいと思っております。期間を限定して短期的な評価をいかにするか、あるいは二番目としては融資ではなくて投資にするか、あるいは三番目として短い期間に資金回収の可能性をどういうふうに評価するか、そういった三点は非常に重要だと思っております。ぜひそういった面についても検討をしていただきたいと思っております。

まず通産大臣にお伺いいたします。

コンピュータのプログラムそのものの特許性ということなんですけれども、現在の特許法それ自体は侵害行為を明確にするために物または方法の形でのみ発明を認めているわけです。その媒体クレーム、その媒体というものは特許でありませぬけれども、プログラムそれ自体は物でもありません。これは方法でもないわけので、現状のままではプログラムクレームは認められない、そういった話がございます。

それで、特許法においてコンピュータソフトウエアプログラムをどのように保護していくか、こういった点についてはどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○國務大臣(与謝野馨) コンピューターソフトウエアにつきましては、まず国際的にも調和した形で保護していくことが重要であるというふうに考えております。

特許庁としては、従来からこれらの分野における発明について、保護範囲の拡大など、技術の進展に対応した措置を講じているところでございます。

具体的には、平成九年度以降、コンピュータソフトウエアのプログラムを記録したCD-ROMを解釈運用上特許保護の対象に含めることとし、関連する運用指針を整備したところであります。

通産省としては、今後とも、コンピュータソフトウエアなど戦略的に重要な技術分野の発明については、技術の進展や諸外国における特許保護の状況を踏まえつつ、適切に保護していく方針でございます。

○加藤修一君 今、CD-ROMの話が出ましたけれども、要するにクレームの構成要素としてハードウエア資源を入れる必要があるという認識ということでしょうか。

○政府委員(伊佐山建志君) そうでございます。

○加藤修一君 長官にお尋ねしたいんですけども、特許法のソフトウエアの審査、これはプログラムの知識等々を含めて非常に高度な、システムデザインをするシステムエンジニアでもかなり私は難しいんじゃないかと思っております。そういった意味では相当高度な専門性を要求されるということなわけです。

そういった点から考えていきますと、先ほど人材確保の話も出ましたけれども、そういった面における人材の確保をどういう形で考えておられるのか、つまりサイバーポリスに対してサイバースタッフみたいなことも今後重要な点になるのではないかと思っております。その辺どうでしょうか。

○政府委員(伊佐山建志君) 御指摘のとおり、この分野は技術の進展が大変早うございますものから、それにキャッチアップするために私どもなりにいろいろ工夫をいたしているところでございます。

一つは、関係する文献というものが非常に膨大なものがございますけれども、そのデータベース化を図ることによりましてこの分野におきます技術というものにキャッチアップできるような、まずそういう情報確保ということをお願いしております。

それらを審査するに当たりまして、特に先行技術としての有無というものをチェックする必要があります。ですので、この分野におきます研修の重要性ということを私も非常に強く認識いたしております。数はまだ決して十分ではございませんけれども、実際に最も先端的と思われるようなところの技術を持っていく企業の方からのお話を聞くとか、そこに実際に参加させていただくというようなこと、国内のいろいろな関連する学会がございまして、そういった学会に入る、あるいは海外でもこの分野は非常に進んでいるわけがございます。海外におきます学会にも参加する、そういうような工夫をいたすことによりまして、ある種肌で感ずるような形で技術動向というものも身につけられるような、そんな工夫をすることにしております。必要なら人材の確保、養成に努めているつもりでございます。

○加藤修一君 ちよっと質問を前に戻しますけれども、クレームの末尾がプログラムの場合、例えばインターネット上でプログラムをコピーする場合同様については、ハードウエアと直接関係していないわけでも、そういう場合は特許権の侵害にならないという認識でいいんですか。その辺はどういう議論がございましてか。

○政府委員(伊佐山建志君) インターネットのようなもの、オンラインのネットにあるもので、それが必ずしもCD-ROMのような媒体をとった形のものになっていない場合には、まだルールができておりません。したがって、今後そういうふうなものをどういうふうにか考えるべきかというふうなことは、それぞれ関係者でもって、例えば日本だったらこういうふうにした、アメリカではこういうふうにした、ヨーロッパではこういうふうなことを意見交換、情報交換しながら一つの

秩序づくりを進めようということ、実は去る二月から三月にかけてアメリカでそういう専門家同士の会合を持ってあります。

○加藤修一君 日本はどうしたいと思っておりますか。

○政府委員(伊佐山建志君) 今検討中でございます。

○加藤修一君 検討中で、中身は特段ないです。よくわかっている人間同士で今議論をいたしておりますので、できるだけ早目に結論が出るように督促したいと思っております。

○加藤修一君 これは恐らく媒体との関係になってきますので、相当特許法を変えなければいけないという話になってくるんじゃないかと思っております。どうもその辺は特許庁もよく整理されていらないように私は判断してしまっているわけでも、大変難しい問題だと思っております。

現行特許法では、特許出願後の審査請求期間は七年にわたっているわけでも、今回それを短くしていく、そういうことなわけですが、これは審査請求しなくても出願した特許内容については出願から一年半後には公開される、ただしその権利は未確定のまま、ある意味でライバル関係の企業などを牽制する役割も果たしている。つまり、企業防衛的な出願も多かったという感じがしております。

そのことに関係して、多少似ているようで非な問題でありますけれども、鉱業権の設定出願処理問題という点について質問したいと思います。

北海道管区行政監察局のあつせん内容について調べたことがございまして、それは石油鉱業資源を試掘する権利、すなわち鉱業権の話であります。許可審査を完了した北海道通産局が出願を受けてから最長で三年以上処分を保留していた、処分が留保されているのは約三万二千件、大部分がいわゆる石油開発会社であるというところであります。これは行政監察局が事務の迅速処理をあっせんし

たようでありませぬけれども、その出願の処理状況とあつせん内容について簡潔に御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(東田親司君) お答え申し上げます。総務庁では、設置法に基づきまして各行政機関等の業務に関する苦情の申し出があつた場合に必要であつせんを行つております。

本件、お尋ねの件でございますが、私どもの出先の北海道管区行政監察局に對しまして次のような申し出がございました。北海道通産局に鉱業権、この場合試掘権でございますが、この設定出願をされたけれども、二十年以上を経過した現在まだ処分決定がない、早急に処分決定がなされるようあつせんしてほしいとの申し出が平成十年の四月にございました。これを受けまして、私どもの出先から北海道通産局に對しまして、本年の一月六日、改善を図るようあつせんしたものでござい

ます。あつせんの内容を申し上げますと、二点ございまして、一点は、関係地方公共団体との協議など審査の時間に長期間を要しているため未処分となつて出願につきましても、審査事務処理の迅速化を図るとともに、長期間未処分出願の解消策というのを検討する必要があるということ、それから二点目は、出願を受理した後に処理を保留しているものがございまして、このようなものにつきましても、先願主義を採用している鉱業法のもとでは後願の処理を阻害することになるとも考えられますので、早急に処理を開始して処分決定する必要がある、こういう二点のあつせん内容でござい

ます。○加藤修一君 これは非常に不思議な話だと思つて居ります。未処分件数が全体で三万二千件を超えて居ります。二十五年前のものは二万五千八百件を超える。三十三年前のものもある。ほとんど処分がされてないで居るわけですから、これは通産省はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(福川泰弘君) 北海道通産局でこれまでに

出願を受け付けた件数の総数は十四万三千件でござい

ますが、これまで八割弱に当たります十一万一千件の処理を行つております。ただ、結果的に御指摘のような三万二千件の出願についてはまだ未処理の状況でござい

ます。この未処理の大まかな内訳は、陸域にかかわるものが約五千二百件、海域にかかわるものが二万七千件でござい

ますが、今行政監察局の方からお話がございましたように、この鉱業権の設定に關して、陸域を中心として権利調整あるいは鉱業権などで関係者の同意をなかなか得られない、そういったものが一つござい

ます。もう一つは、海域の二万七千件を中心としたまま、鉱業権を付与するに至る具体的な開発計画がまだ固ま

っていないというふうなことで留保を

しているものがござい

ます。ただ、監察局の方からあつせんの内容を体

して、今後の処理については意を尽くしたいというふう

に考えてござい

ます。○加藤修一君 そのあつせん事項②についてでありますけれども、北海道通産局は「改めて出願人に開発計画の有無を確認し、早期に着手する意思のないものに対しては取り下げ指導を行うこととし、それ以外の案件については鉱業法に基づく事務処理を進めていく」と。

これは具体的に今どんな状況でありますか。○政府委員(福川泰弘君) あつせんを受けました北海道通産局の今後の処理方針でござい

ますが、あつせん事項の中の二つ、関係行政機関からあるいは関係者からの意見、回答を早目に受けるべしという点につきま

しては、関係機関にそれぞれお願いをいたしまして、協議先に早期回答要請を行つてござい

ます。その上で、今後の方針として、昭和六十年以前の陸域における未処分出願につきま

係の審議会から通産大臣に建議をいただきまして、計画を立てて実施してきておるところでございます。それで、平成十一年の予算額は百四十一億円、それから、計画が始まりました昭和三十年から平成十一年までで二千二百十八億円でございます。

この調査の目的でございますけれども、直接井戸を掘って商業化をするということではございませんで、我が国の悲願でございますけれども、国内における天然ガス、石油、この賦存を把握したいということ。それから、探鉱リスクが高いところ、例えば未開発部分でございますとか、海域でございますとか、深い深度のものでございますとか、こういうものについて民間企業の探鉱の先導的な役割を果たしていきたいということ。それからまた技術力の向上を果したいということ、これまで果次進めてきているところでございます。

また、昭和四十二年には、国会の附帯決議におきまして、こういう基礎調査を大いに進めなさいという御指摘があったところでございます。それで、今の先生の御指摘でございますけれども、これは直接生産をするための井戸をつくるという目的ではありませんで、これまで石油と天然ガスが発見されていないところ、新たな発見の可能性を見出すために非常に深い井戸を掘ったり、新しい地域で井戸を掘るわけでございますので、そういう意味では探鉱という観点からすると非常にリスクが高いわけでございます。これまで八十本の井戸を掘りましたけれども、そこで直接油が出た、ガスが出たというケースは五坑でございます。

○加藤修一君 五本ですか。

○政府委員(今井康夫君) 五本でございます。

ただ、この調査の資料をベースに国内企業は探鉱に取り組んでおりまして、第一次、最初の計画が始まったのが昭和三十年でございますけれども、そのときの石油生産は年間三十五万キロでございます。天然ガスは一億五千八百立方メートル

でございます。それで、生産地域は伝統的な地域に限られてきて、秋田、新潟ということであったわけでございます。その後、これらの調査も利用されてきて、平成九年現在では石油が八十四万キロリットルでございます。これは昭和三十年の二・四倍でございます。また、天然ガスは二十二億立米でございます。三十年の十四・六倍というふうになっております。

また、生産地域も、旧来地域に加えまして、新潟県の沖でございますとか福島県の沖、それから北海道の陸域ということで、新しい油田、ガス田が開発されているところでございます。こうした新しい油田、ガス田の開発につきましては、この国内基礎調査の結果というものが活用されてきているわけでございます。

また、効果という点で申し上げますと、この国内基礎調査は我が国の地質構造を知る上で大変貴重なデータでございますので、過去十二年間で約百四件の開発、開示をいたしております。これは石油企業のみならず、大学の研究室などにおきましても活用されてきているところでございます。以上でございます。

○加藤修一君 結論を言いますと、今の説明では何のためにやったかよくわからないです。

それと、昭和三十年と比較すると二・四倍、天然ガスが十四・六倍だったでしようか、こういう表現をされても困るんです。問題は、全体の何%のシェアを占めているか、そういったことを考えて示していただかないか。それは別の機会に示していただきたいと思います。

それで、石油公団から再委託されている石油開発会社は何社ぐらいございますか。その辺について、金額も含めて御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(今井康夫君) 過去古くデータをさかのぼる時間的余裕がございませんでしたので、平成二年から平成十年までの九年分のデータ、これは七次及び八次の基礎調査でございますけれども、九年分のデータで御説明申し上げます。申し

わけありませんが、九年度と十年度は契約額でございます。八年度までは決算額でございます。そういったしますと、石油資源開発が三百四十七億八千八百万円、地球科学総合研究所が二百四十九億九千五百万円、帝国石油が二百七億五千七百

万円、日本海洋石油資源が九十八億五千七百七十七万円、出光日本石油資源が四十九億三千五百七十七万円、あとい億円以下のところが三井金属資源開発、出光石油開発、ジオウインドウ、ジャパンエナジー石油開発、この九社でございます。

○加藤修一君 今御説明いただきましたけれども、黒丸が石油資源開発株式会社、「子」と書いてあるのがその子会社なわけです。ほとんどが石油公団から石油資源開発会社に、平成七年度は六三%、平成八年度は七八%、調査費が行っているわけ、さらにその子会社にこういう形で流れているということを考えていきますと、このグループだけでやっているという話にもなりかねないわけ、もう少しこの委託の選定のあり方、透明性、そういったものについてきちっとやっていくべきだと思っております。

話をもとに戻しますけれども、基礎調査をやっている目的がそれ自身がよくわからない、全然説得性が無い、そういうことも含めてきちっとすべきだと思っております。

委託会社の選定、これはどういうふうに行っておりますか。随意契約という話ですけれども、私がいりんな資料をいただいて調べた範囲では子会社とかこういう形になっていっているんです。これは適着というふうには誤解されます。もうちょっと公正なやり方をすべきだと私は思いますけれども、どうですか。

○政府委員(今井康夫君) 基礎調査の目的は、やはり国内資源の非常に乏しい我が国で何とか石油、天然ガスを発見したいということが最大の目的でございます。それで、今後新しく我が国で非常に賦存が見込まれると思われるメタンハイドレートなどのこともございまして、国としては

ある程度長期的な観点からこういう調査を進めていかなければならないというふうに思っております。

また、今の御指摘の委託でございますけれども、まず我が国の国内におきます石油開発企業というのはやはり限定されておりまして、こういうものに対応できる企業というのは基本的には石油資源開発と帝国石油、かつては両社とも国策会社であったわけでございますけれども、そういうところが生産においても開発においてもメインのプレイヤーになっているということで、その能力の限界ということが一つございます。

また、具体的なケースにおきましては試掘、試錐と申しますけれども、試錐をいたす場合におきましては、調査地点、穴を掘る地点に最も詳しい情報を持っておられるところに委託することを通常としておりますので、その意味でその賦業者という点になります。そうなりますと、日本の場合は、先ほど申しましたように国内の開発は大きく二社が行っているという観点からこの二社になる可能性が非常に高いということでございます。

また、今のは具体的に試掘をするというわけでございますけれども、物理探査、これはダイナマイトを爆発させて反射してくる波で地層等を解析するものでございますが、そういう能力を持っております我が国の企業は先生のお出しになりました資料の地球科学総合研究所一社でございます。物理探査と称しますけれども、物理探査についてはそこに委託をする。海外のところへ委託するということも無いわけではありませぬけれども、国内資源の調査でございますのでこの一社に委託するということになっております。

○加藤修一君 なかなか理解ができませんけれども、この石油資源開発株式会社というのは元公団じゃないですか。公団から分離してつくられた会社ですね。そこに再委託されて、さらにその子会社で回している、私は非常に不思議にしか思えないので、第七次、第八次の五カ年計画の、企業別にどういうふうな調査費用が使わ

れているかどうか含めて、資料をきちっと出していただきたいと思ひます。

それから、時間も来ましたので最後に大臣の方にお伺いしたいんですけども、こういう形というのは決して私は健全な姿だとは思えないんです。やはり、国民の皆さんも、見ていておかしいな、もうちょっとすっきりした形にできないのかと、そういうふうにも思ひますよ。ほかの企業も参画できるような、ある意味で公正な入札制度というものを導入していくことも一つだと思ひます。それについてどう思ふかというところが一点。

それから、先ほど合同審査会だったでしょうが、部会なんかで話し合われている中にもありましたけれども、こういうことを機会にして国内基礎調査を存続するかしないか、そういうことも含めてこの国内基礎調査のあり方、あるいは委託先企業の選定のあり方、それから先ほどの鉱業権の取得の関係を含めて、登録の仕方を含めて鉱業法の見直し、そういった面についても見直しを考へていくべき非常に重要なポイントを含んでいる、そういうふうにも思ひますけれども、大臣、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(与野野野君) 一部に発注が集中しているというのは、先ほど石油部長が御説明申し上げましたように、やはりそういう能力を持ったところということが私は中心であろうと思ひますし、もちろん歴史的な経過もその中には含まれるわけでもございませぬ。

基礎調査をやっておくということは大変な大事なことでもございまして、日本人が日本の国内の資源について、あるかないかわからない世界ではございませぬけれども、基礎調査を継続するということは、石油や天然ガスのみならず他の鉱業資源についても大事だろと私は思っております。

それから、鉱業権の問題は石油、天然ガスだけの話ではありませぬで、他の資源に関しても同じ鉱業法という物の考え方があられるわけでもございませぬから、一概にそれを改正するとか改正しないとかということを含めてこの段階で申し上げるわけにはい

かないわけでもございませぬ。

○加藤修一君 いずれにしましても、この関連については不透明な部分がございますので、関連の資料の提出をお願いしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○西山登紀子君 日本共産党の西山登紀子でございます。

まず最初にお聞きしたいわけですが、今回の改正というのは昨年の十二月十四日の工業所有権審議会の答申をもとにした具体化であるというふうにも思ひます。

この答申には「プロパテント政策の一層の深化に向けて」というサブタイトルがついており、けれども、政府がプロパテント、特許重視策という場合に具体的に何をやるかとしているのか、特徴だけで結構です、教えてください。

○政府委員(伊佐山健志君) 私どもが考へておりますのは、創造的な研究開発成果としての知的財産権、これをいかにして国が育て、発展させていくかということ、これは非常に重要なことだと思ひます。をまず申上げておきたいと思ひます。

今後日本が二十一世紀に向けて科学技術創造立国を目指したいという意向があるわけでもございませぬが、それを現実ならしめるためには、やはり国内だけではございませぬで、海外を含めて日本の現状というものをどう見るか、研究者にとって研究のしやすい場所なのか、研究開発をしてそれが十分に尊重される場所なのかということ、それが非常に重要な部分だと思ひます。科学技術は、かくまわれやすい環境であり、かつ権利化された際にはその権利がきちっと正当に評価される、大事にされるというふうな形になって初めて我々の考へておられるところが実現されるんだというふうにも考へております。それが一言で言うところのプロパテント政策ということ、それが集約される問題だと思っております。

先生御案内のとおり、アメリカにおきましては、あれだけの国力を持ちながら七〇年代に日本あるいは西ドイツといったようなところからハイ

テクでおくれをとったがゆえに非常に苦境に立たされたという経験を踏まえて、八〇年代に入りましてからアメリカの競争力などを重視したらいかにかというある種の戦略を持ちまして、こういうプロパテント政策というものを活用しながら今日を築いたということがございませぬ。

我々はそれを参考にしながら、我が国として今の状況をどういうふうにも判断するか、私ももちろんに日本版のある種のプロパテント政策というものがあってもいいんじゃないかということでもございませぬ。一つは、知的財産権制度の基本であります。一つは、早く強く広い権利保護を実現する。これによりまして、どちらかというとアメリカやヨーロッパと比べてみるとその部分でまだ若干のおくれをとっているという現状を一刻も早く直したい。主要国間では同条件で競争ができるというベイスをまずつくらなければいけないのではないかと、このように思っております。

それから第二は、関係する方々の知的財産権についての意識のレベルというものが必ずしも理想的な状況になっていない。それが端的には、せっかく多くの特許を取りながらかなりの部分が十分に利用されないという環境にございませぬ。このままでは非常に国費のむだ遣いにもなりかねないというところを踏まえまして、何とかこういう環境を改善するということが必要ではないか、そのため施策を講ずると、これが必要ではないか。

それから三つ目は、この制度は経済的な制度でございませぬで、国際的な環境というものを十分に踏まえなければいけないということ、一つは先進国との間で同じような制度を持つて重複したような業務を進めるといふのはいかかかというところ、私どもの言葉で世界特許と申しておりますけれども、世界特許に向けた制度の調和というふうなものもやらなければいけない。発展途上国との間では、発展途上国におきまして権利を大事にするという土壌がまだ十分育っていないというところもございませぬで、いかにしてそういう制度を導入し、それを守っていくという土壌をつくって

いただく、そのための我々のこれまでの知見、これをお伝えするのが我々の重要な仕事のうちのひとつではないか、そのようなことで総称日本版プロパテント政策というものを進めていきたいというふうにも思っております。

○西山登紀子君 強い保護、広い保護、早い保護、長官は早い、広い、強いというふうにも言われましたけれども、この権利の保護というのは日本人の出願であれ、外国からの出願であれ差別なく等しく保護されると理解していいでしょうか。

○政府委員(伊佐山健志君) そのとおりでございます。

そもそもこの制度が国際的につくられたのは、百年余前というところのパリ条約というのでございませぬ。我が国を初めといたしまして現在百五十カ国余が加盟しているわけでもございませぬ、その国際的なフレームワークの中で内外無差別にするという大原則がそもそももうたわれておりました、それを私もよしとして加盟いたしましたので、それから、内外は全く無差別に扱っております。

○西山登紀子君 そこで、政府がこのプロパテント政策を実施していこうとしているわけですが、けれども、この政策が我が国の産業にどのような影響を与えるかという点での業種別、あるいは分野別といったものでいいでしょうか、それから大企業、中小企業、こういう事業規模別にどのような影響を与えるかということについて検討されたことがあるでしょうか。

○政府委員(伊佐山健志君) 今申しましたように、プロパテント政策の基本でございませぬで、強く広くというところの権利保護の実現といひますのは、どの分野とか事業規模がということにかかわりませぬ、基本といたしますところというのは、先ほど申しましたように、ぜひ研究開発ということ、これは国全体として非常にプライオリティーの高い重要なことだということ、これを認知していただいて、そういう行為を行うに当たっては投資しただけの回収が十分にできるというふうな形にしな

きやいけないということで、研究開発へのインセンティブあるいはイノベーションを加速すると、そういうものために我々はこの政策を進めたいと、そういうふうな思っているわけでありました。

もちろん、今先生御指摘のように、したがって全くすべてを同一にしていけないかという点については、私もかなりの配慮をいたしているつもりでございます。

例えば、規模別の問題で申し上げますと、中小企業に対しては、従来より特許出願に先立ちます先行技術調査という行為を行わないとせつかくの出願がむだになりますので、その調査というのはなかなかこれは大変でございます。この部分も、私どもの傘下に社団法人発明協会というのがございまして、そこに依頼いたしまして、中小企業者が先行技術調査をしていただけないかというときに無料で実施するというようなことをやっております。平成九年度の実績で申し上げますと、約一千七百件ほどの実績がございまして、

それからまた、今回、先ほどもちょっと御紹介申し上げましたけれども、あすから特許庁のホームページで四千万件に上ります特許情報、これをインターネットを通じて無料で提供させていただきますことになっております。

それから、さらに今回の特許法改正でお願い申し上げます点は、資力に乏しい中小企業に対しては、審査請求料、特許料の減免、猶予措置の特例について御配慮いただくようにお願い申し上げます。

業種別に申し上げますと、最先端技術分野でございますが、バイオでありますとかソフトの保護水準につきましましては、特定の国のルールによって全部ひとり勝ちになってしまうような形になるのは世界全体にとつて決して好ましいことではない、その国にとつても長期的に見ると決して好ましいことではないということも理由にいたしまして、関係国と常に問題を提起し合つ、協議し合つというような場を設けております。そういう場を設けて、できるだけ調和のとれた、みんなにベネ

フィットがいくような、そういう形になるような工夫もいたしているところでございます。

○西山登紀子君 いろいろ工夫をなさっているということですが、政府が進めようとしているこのプロパテント政策というのは、キャッチアップの言ひですと、強く早く早い権利の保護ということですか。この政策というのは産業にどういう影響を与えるか、各業種間でも相当効果が違ふと思うんです。それから、出願は今八〇%が大企業ということですから、事業規模でもかなり効果が違ってくるんじゃないかというふうに思っています。非常に微妙な問題もありませんから、きちっとした分析が必要だと思ふんです。

先ほどもお伺いいたしましたように、日本人の出願も外国人の出願も全く同じだということなんですけれども、そこで特許行政年次報告書を見ますと、特許登録件数で日本の比較をいたしますと、情報記憶装置、電子部品など八分野は日本が優勢だ。ところが有機化学、医療機器、医薬などは二十二の分野で米国優勢ということになっていまして、技術貿易という点から見ますと、米国は大幅な黒字なんですけれども日本は赤字だ。

もう少し具体的に申し上げますと、日本は東南アジア諸国との技術貿易は黒字だけれども、欧米諸国との技術貿易では先端技術分野を中心に大幅な赤字だということ、全体に赤字になっているという事です。こういう欧米諸国との技術格差の現状をそのままにして強く早く権利を保護するということになりますと、結果としては欧米諸国が日本において強力な特許権を行使することを保障することになるんじゃないか。日本の産業にとつてはかえって打撃が大きくなるんじゃないか、大臣。

○国務大臣(与謝野馨君) 今回の特許法あるいはプロパテント政策というのは、その前提になりますのは、いかに日本人が物事を発明するか、新しい技術を発明するかということにかかわってくるわけでございます。特許法が重要なものではなくて、むしろ発明とかが新しい技術とかがい

うことが実は大事なのであります。

今回の特許法の改正というのは、特許法の改正のために特許法を改正しているのではなくて、新しい技術や新しい発明を促すための環境整備というふうにお考えいただきたいと私は思っております。

確かに、日本の技術あるいは科学の水準というのは大変すぐれたものであったわけでございますが、最近十年間ぐらひはやや欧米におくれをとっているという一般的な印象がございまして、しかし、二十一世紀の日本を本場に豊かにするためには、やはり科学や技術を基盤にした産業というものをつくっていくかなければなりません。科学技術創造立国という言葉も使われておりますが、我々は日本人の発明したものあるいは日本人の工夫したものを、こういうものを大切にしながらその権利を世界に向かうというのを堂々と主張できる、そういう法制度の改正あるいは法整備をする必要があるというのがプロパテント政策というふうに私自身は理解をしております。

したがって、確かに現在欧米の方が技術水準が高いというふうな考え方もありますが、こういうプロパテント政策をとることによりまして発明者に対して刺激を与える、また発明したことに對して正当な保護を与える、あるいは特許の利用に對して各国共通した基盤を整備する、いろいろな目的を持った今回の法改正でありまして、特許制度を充実することによって日本が不利になるといふことには決してならないというふうに私は理解をしております。

○西山登紀子君 大変甘い観測をされていると私は思ふ。私が申し上げましたように、今の技術格差の現状をそのままにして、そして強くと早く早い保護の制度をつくるということになると、こういう格差のまま日本の産業の方が打撃を受けるんじゃないかというふうに思ふます。

それで、次に大臣、アメリカが九四年の日米包括経済協定でいわゆるサブマリン特許を是正する

ということをお約束されたわけですが、我が国と同様に

出願後十八カ月の出願公開制度の導入を約束したんですけれども、いまだに実施されておられません。政府としてはいつまでこういう事態を放置しておくのか。

○国務大臣(与謝野馨君) 先生御指摘のように、一九九四年の日米包括経済協定におきまして、米国はサブマリン特許の是正に向けて早期公開制度の導入を約束したにもかかわらず、期限を過ぎた現在もいまだに履行されておらず、我が国としては再三にわたり合意事項の履行を求めてまいりました。

特に、昨年の米国第百五議会の改正法案の廃案を受けて、昨年十一月、私からデリー・商務長官及びバシェフスキー通商代表あてに遺憾の意を伝えるとともに、合意の早期履行を求める書簡を發出いたしました。これに對しまして、米国側より、政府として日本政府の懸念を共有するとも、この書簡を米国会議の上下両院の院内総務に送達する旨の発言を得ております。

今次、米国第百六議会議において日米合意関連法案の提出が見込まれておりまして、我が国としては引き続きその動向を注視しながら、合意事項の早期完全履行を強く求めてまいり所存であります。

また、かかる日米二国間交渉に加え、WTO、WIPO等の多国間交渉を通じ、早期公開制度の国際ルール化を含めた特許制度の国際調和を積極的に提唱してまいり所存であります。

○西山登紀子君 毅然とした態度で臨んでいただきたいと思ふます。

時間の関係がありますので、次の質問をちょっと飛ばしまして、この法案そのもの内容についての質問に移らせていただきたいと思います。

まず、審査請求ができる期間の問題です。現行の特許出願から七年以内を三年以内に短縮するということなんですけれども、この規定が二〇〇一年十月一日から施行されるといふことになって

二〇〇四年十月一日以降の四年

間は七年間の期限のものや三年間のものが併存することになる。この審査請求件数が増大することが予想されるんですけども、どれぐらい予想されて、どんな特別な審査体制をとるのか、教えてください。

○政府委員(伊佐山建志君) 先生御指摘のとおり、制度の改正によりまして審査請求件数が増大するかもしれないという懸念については私どもも予想いたしております。

ただ、これまでに実態を御紹介申し上げましたけれども、特許庁の審査処理能力そのものにつきましては、一つはペーパーレス計画によりまして着実に非常に効率が上がる制度が進んでおります。それからさらに、審査実務の経験があるOBの人で自分の知見を生かしたいという方々、この人たちも相当数おられますので、そういう方々をうまく活用させていただきまして、それで審査処理件数というものを最近非常に上げてきております。幸いに、審査請求件数よりも四、五万件は上回るような状況になっております。

それに加えまして、やはり何となくも特許を得るプロセスで先行技術があるかないかということを調査するのは大変な時間と労力がかかるものでございます。この部分については、インターネットを利用することによりまして、私どもの持つておりますサーチのツール、こういったものもあわせて提供させていただきますので、出願する側によりましてはその辺をうまく活用することによって、これまでですと一たん出してしまったというようなことが事前に防止できるような、こういうことも可能になるのではないかと考えております。

トータルして、私どもとしては、一定の猶予期間をいただくことによりまして、特許庁側にありましてはできるだけスムーズな形での業務が遂行できるように持つていけるのではないかと考えております。

○西山登紀子君 今の御説明の中に外注、アウトソーシングのお話が出てこないんですけれども、

外注はしませんね。

○政府委員(伊佐山建志君) 先ほど申しましたOBの活用というのは、それは一部外注でございませぬ。一部は内部で活用させていただいてございませぬ。これは法律をつくっていただまして、サッチの一定の資格を持った団体に対しては、サッチのような仕事、定型的な仕事については外注できるという制度を設けていただいております。

○西山登紀子君 アウトソーシング、外注をするというお話があったわけで、現在でもやっていますしやいなすね。IPC、工業所有権協力センターに相当程度外注されているということですが、これはまさか全部丸投げしているわけじゃないと思います。今どんな仕事をどの程度外注しているのでしょうか。

○政府委員(伊佐山建志君) 御指摘のとおり、審査処理期間の短縮という中で、実質的に定型的なものではなくして判断業務を必要とする部分、これはもちろん外注できるような性格のものではないと、そういうものはいたしてございませぬので、そういうものはいたしてございませぬ。

具体的には、先ほど申しましたようにサーチ外注、先行する技術があればこれは特許の対象になりませぬものですから、例えば日本の文献でありますとか諸外国の文献を当たっていただきたながら、その有無、先行するよう事例があるかどうかということをチェックしていただく。

それから、出願書類の中で発明がどういふ分野の発明なのか、私どもの言葉で言いますと国際特許分類と呼んでおられますけれども、その分類の作業というのでも、これもまた時間的には非常に多くを要するものでございます。ただ、それは定型化されたものでございます。ある一定の知見を持つていただまして、これはこの分野の発明だということがすぐわかるようなものでございますので、こういうものについては外注させていただきますので、さういふ平成年度の外注件数を申し上げますと、サッチにつきましても十二万件、分類付につきましても三万件やっております。

○西山登紀子君 サッチについてはおおよそ三分の一外注をしているということなんです、これは非常に重要だと思えます。

外注する場合には相当慎重に行う必要があると思います。このIPCにも企業から出向しているというふうなお話を伺っておりますし、例えばサッチだけといっても出願公開前の出願も含まれるわけでしょう。秘密の保持というのは十分配慮をしないと、公開後の出願だと直接出願書類を見てやるということ、これは非常に慎重な対応が必要だと思ふんですけれども、どうお考えでしょうか。

○政府委員(伊佐山建志君) 先生御指摘のとおりでありまして、そういうこともございませぬので、外注するに当たりましては、平成二年に制定していただきました工業所有権に関する手続の特例に関する法律におきまして、一定の資格を持つた機関でなければ、さも外注することはできない、かつ指定調査機関の役員、それから過去にその役員であった者に対しては特許庁の職員と同等の守秘義務を課しております。その違反があった場合には罰則もかけられるようになっております。

○西山登紀子君 そういうことなんですけれども、秘密を見た、それをだれがどういふふうにしてどこに持つていったかというのはなかなかわからないことなんです。ですから、今私が心配するのは、もう三分の一を外注していると、これからこの四年間にふえるであろう審査件数の処理についても外注を主に考えていられるというところについて、やはりこれは外注するにしても極めて厳正に、また緊急避難的なものに限るということではないと、貴重な国民の知的財産権を守るといふふうにならないんじゃないかと危惧をいたします。

そこで、大臣にお伺いいたしますけれども、この特許権の付与というのは、公的機関であります。特許庁が国民の信頼を得て厳正な審査の上で新しい権利を付与するということです。ですから、非常に公正で中立的なものを求められていると思

ます。したがって、こういう制度改正に対応するために安易に外注に依存するのではなくて、厳正な権限を持った必要な審査官を増員して対応することが必要だと思えます。

アメリカの特許庁というのは、いろんな統計の数字がありますが、ほぼ我が国と同じような処理件数をこなしているというふうに思いますけれども、審査官の数は二千二百二十一人、欧州の方は二千二百七十七人、日本は千七百八十八人というふうな、審査官の数が非常に日本は貧弱だということ、この数字が出されるわけです。

それで、今、特許庁は大変黒字を抱えて、赤字じゃなくて黒字を持つていらつしゃるということなんです、基本的には審査の質を落とさないために、また国民の財産を守るというその点の信頼を確保するためにも、審査官の増員でこの四年間も対応するし、もちろんプロパテント政策というものに対しては対応していく必要があるんじゃないか、大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(白川野郎君) 毎年特許庁では増員をお願いしておりますが、予算全体の査定の中では必ずしも特許庁の要望が全部かなうということにはなっておりませぬのは大変残念なことでございます。

特許庁では、ペーパーレス計画の推進、あるいは審査実務の経験のある者の活用など、総合的施策の展開によりまして審査能力が向上し、近年、審査処理件数は審査請求件数を上回っております。したがって、残ったものはだんだん少なくなっているという状況でございます。

また、特許庁は、三月末の電子図書館のサービスの開始によりまして、出願人があらかじめ先行技術調査をできるようにするという環境整備をやることになっております。したがって、出願されるときにむだな出願が減るということを実は期待しているわけでございます。

こういうことでございますけれども、審査期間を短縮するというのは社会の要請でございますので、全体として定員に関しましては大変査定の上

で厳しいわけですが、なるべく多くの定員が確保できるよう通産省、特許庁ともに努力をしております、そのように考えております。

一方、資力が乏しいために発明を権利化することが困難な個人に対しては、このような個人を放置するということが発明奨励という意味からはマイナスであるということで、個人に關しましては例外的に特許料等の減免等を講じる特例措置の対象としてきたわけでございます。

私、この間の増員の人数を少し調べてみましたら、九一年、九二年、九三年、九四年、九五年とずっと三十数人ふえているんです。ところが、ピークは九五年の千二百二人、これは審査官の場合ですが、ピークの九五年の千二百二人を境といたしまして審査官が減っているんです。九八年は八人ほどふえましたけれども減っている。これはやっぱり大変心配です。この辺の審査官の増員について大臣の一層の御努力を強く要望いたします。

したがって、知的創造活動の主体が個人から法人へと変化している中で、資力が乏しい法人が発明を権利化することが困難な現状を踏まえまして、発明奨励の観点から特例措置の対象に法人を追加するものでございます。

この減免の問題なんです。今度、法改正で、「資力が乏しい者」という形で減免の対象になっております。減免の対象が「資力の乏しい者」ということで広がることになっていくんですけども、今申し上げましたように特許庁の特別会計が大幅赤字だという現状からいいますと、この「資力が乏しい者」という範囲から個人を除くという合理的な理由はないと思っております。

したがって、知的創造活動の主体が個人から法人へと変化している中で、資力が乏しい法人が発明を権利化することが困難な現状を踏まえまして、発明奨励の観点から特例措置の対象に法人を追加するものでございます。

中小企業と個人については減免の対象にするというところは十分可能だと思われ、そうすべきだというふうに思います。また、大学の学生さんや研究者、それから発明に造詣の深い婦人団体の会員の皆さんからもぜひそのようにしてほしいという要望も聞いているんです。アメリカの特許制度の中では、中小企業と個人については半額になる制度が定着しているというふうなこともお聞きいたしましたけれども、こうした点は大いに参考にすべきではないかと思うのですが、最後に大臣の御答弁をいただいで、終わりたいと思っております。

午後二時四十分開会  
委員長(須藤良太郎君) ただいまから経済・産業委員会を再開いたします。  
委員の異動について御報告いたします。  
本日、平田健二君、陣内孝雄君及び福山哲郎君が委員を辞任され、その補欠として内藤正光君、森田次夫君及び海野徹君が選任されました。

委員長(須藤良太郎君) 休憩前に引き続き、特許法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○委員長(須藤良太郎君) 休憩前に引き続き、特許法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○委員長(須藤良太郎君) 休憩前に引き続き、特許法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○委員長(須藤良太郎君) 休憩前に引き続き、特許法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

果が出るのかわからないという話をよく聞いておりましたが、平成十二年には出願して特許がおりるまでに十二カ月でおさまるとのことです。今昔の思いといえますか、我々は前の古い特許庁を見たこともありませんし、また特許庁が新築された後も見ました。第一印象は、書類の山で、これは火事にでもなったらどうするのだろうかという気持ちを抱きながら見せてもらったのです。その当時、とにかく特許庁はペーパーレス化をやらなきゃだめだということをやっていたんです。

次に質問しますのは技術貿易収支の關係であり張ってください。

○國務大臣(与謝野馨君) 特許庁では、一九八四年以降、ペーパーレス計画を推進し、業務の効率化に努めてきておりましたが、現時点においては出願の受け付け、審査、発送、登録などを電子的に行うことができておられます。これは世界に先駆けられた取り組みでございます。

これは先ほど同僚議員から若干質問があったと思いますが、日銀の調査によりますと、一九八六年から九五年に關して、日米の比較では、アメリカはこの間技術貿易収支は十六兆円の黒字、日本はマイナス四・一兆円の赤字だと、こういうふうになっておりますが、それは間違いないのか。一体どういうものがこの中に含まれておるのか。さらに言いますと、かつて防衛庁がイーゼス艦を千二百億円出して四隻つくったんです。あるいはフアントム戦闘機も。そのとき、何でそんなに高いのかと言つと、その中に入っているコンピュータとかそういうライセンスが非常に高いんだということを聞いて、じゃ何ぼするのかと言つと、それは防衛秘密で言えないということで大分やりとりをしたんですが、恐らくこういうものまで差し引き全部入っているんじゃないか。しかし、大宗を占めるのは商標とかそういうものだというところも皆さんから聞いておられますが、その辺について若干説明をしていただきたいと思います。

○國務大臣(与謝野馨君) 特許庁では、一九八四年以降、ペーパーレス計画を推進し、業務の効率化に努めてきておりましたが、現時点においては出願の受け付け、審査、発送、登録などを電子的に行うことができておられます。これは世界に先駆けられた取り組みでございます。

○政府委員(伊佐山建志君) 先生が最初の御指摘の点でございますが、私どもも同じ数字を持っております。

○委員長(須藤良太郎君) 休憩前に引き続き、特許法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○委員長(須藤良太郎君) 休憩前に引き続き、特許法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○委員長(須藤良太郎君) 休憩前に引き続き、特許法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○委員長(須藤良太郎君) 休憩前に引き続き、特許法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

てはおりませけれども、どの程度の量のものがあつて、かつこの数字に入っているかどうかということについては、私どもも可能な限り調べてはみたのでございませけれども、残念ながら公表されているデータはもろろん全くございませんで、この中の一部を形成しているのかどうかということについても、まことに申しわけございませんけれども、お答えできない状況でございませ。

○梶原敬義君 時間がありませんから次に行きま

日米の大学における特許出願件数、同僚議員の質問に対して、文部省からの答弁がありました。聞いておりました。若干ダブりますが、一九九五年、アメリカは五千百件、一方日本は百三十七件、どうして日本が少ないかということ、日本は研究論文が何かに重点を置かれて、特許の方には大学の先生方も関心を持たないような意味の答弁をされたんですが、それはなぜか。もうかる話なら恐らくどんどんやると思うんだけれども、所得とか税金とかあるいは国家公務員とかそういう身分とか、何かそういうのを気にしている面というのが多分あるのじゃないかと思うんですけれども、もう一度聞かせてください。

○説明員(若松達夫君) 大学の先生方が特許になかなか出願をしないということでございますけれども、幾つかの理由があるかと思っております。

一つは、先ほどもちょっと御答弁させていたいただきましたけれども、大学の先生方の特許の取得ということが研究業績としてはアカデミズムの世界ではなかなか評価されにくいというような実態、風土というものがあつてということでございます。それと、そういうことも関係しておると思ひますけれども、全般的に特許取得に対します関心の低さというものが大学にはあつるかと思ひます。特許出願をされる前に学会の発表でありますとか論文等の形で公表されてしまふ、その結果として特許になりにくくなるという点があつて、

かと思つております。

それから三項目いたしましたは、国立大学におきましては、個人に特許を受ける権利というのが帰属するということが原則としてございませので、研究者に対します特許についての相談でございますとかあるいは出願の代行というようなこと等の支援体制というものが十分ではない、そういうことから、出願等に対しまして個人の金銭的あるいは時間的な負担が大きいというようなことなどがあつてと思ひます。

それから、これはまた大学の研究のかんりの部分でどうであらうかと思ひますが、大学の先生方の発明というものが特許化するという目的を持って行つた研究ということでは必ずしもございませんで、研究者が何かの研究をしているそのプロセス上で偶然に生じるというようなケースもございませんで、その発明が現実の市場のニーズと必ずしもマッチしないというようなこともあつて、総じて大学の教員の特許に関心というものが低いという状況が生じているのではないかと、いうふうにご意見を伺ひたいと思ひます。

○梶原敬義君 長々と議論したくないんですが、通産省はそういう新しい創造とか技術とかいうものを産業界と結びつけて、そしてベンチャー企業を育成しようとして、我々何度もそういう法案を審議してきています。あなたのお話を聞いておきますと、文部省はそつちで行こうとしているのか、あるいはアカデミックさというものを求めて今までの大学のあり方をそのまま肯定しながら行こうとしているのか、そのところがちょっとわからないんですが、どうなんでしょうか。

○説明員(若松達夫君) 文部省として後向きな姿勢を持つては、大学は全くございませんで、今申し上げたのは、大学の研究者の意識の問題あるいはその支援体制というものが不十分であるというふうなご意見でございます。文部省といたしまして、大学の先生方の研究成果というものが特許化され、それが民間で広く活用されるということは、大学の使命

としても重要なことと基本的に考えておるわけでございます。そのため、先ほど来申し上げましたけれども、平成十年度から、研究業績として評価を受けないということに対します一つの手だてをいたしました。科学研究費補助金の申請書に研究業績という欄がございませけれども、その中に特許をどれだけとつておるかということを書かせるということと、研究業績として認知をしていこうということの努力をしております。

また、個人が持つております特許についての実用化ということから、TLO法というものについてお認めをいただくために法案も提出させていただきますこともございませ。

また、大学の先生方に特許マインドというものを持つていただくということから、十一年度からは知的所有権に關しますセミナーというものを科学技術庁と共同して実施していこうということなどをいたしておるわけでございます。大学の先生方の持つておる研究成果というものが民間になるべく速やかに移転できるように種々手だてを講じているつもりでございます。

○梶原敬義君 通産省、今言われたように、文部省と特許庁とのそういう関係は本當にうまくいっているんですか。

○政府委員(伊佐山達志君) 私どもも、必ずしも十分ではございませんけれども、知的な支援、若干の予算的な支援を含めまして、大学にもお手伝いさせていただくこれまでやってきております。

もちろん、大学自体の業務に問題を生ずることがあつてはいたしませんので、その辺については十分文部省とも連絡をとりながら、主に国立大学の先生方に、実態的には彼らは非常にやりにくい部分があることも事実なものですから、例えば私学の場合では、比較的自由な形でもって研究をやり、かつその研究成果を得てそれを研究費に回していただきます。その辺のうまい事例というものを御紹介しながら、それぞれの国立大学でも同じ

ような結果が得られるような工夫ができるのではないでしようかということで、十分な知見を持つている人間を含めまして、特許流通アドバイザーという形でもってそれぞれの大学に派遣するということもございませ。

○梶原敬義君 私学は立命館大学と東海大学あたりがこういう面は進んでおります。私は、東京工業大学の学長が郷里の友達でありまして、彼も幾つか特許を持つておりますが、苦勞しているようです。

だから、なぜそんなに普及しないかという問題はもうはっきりしている。それは文部省が一番よく知つていますから、それをどう克服するかということをご意見を伺ひたいと思ひます。期待をしております。

それから、法律案に入りまして、これは救済措置の關係、百五條の二の計算鑑定人です。計算鑑定人というのはなかなかびんとこないんですが、これはどういふシステムで、どういふ人を選んでは、そういう人は大体どこに常駐して、そういう組織を新たにつくるということだろうか、その辺の仕組みを教えてください。

○政府委員(伊佐山達志君) 従来、訴訟が生じたときに、裁判所の方で提出されたデータをベースにいたしまして、どれだけの損害が発生したであろうという推定を行つてきております。最近、データというものが非常に複雑化したきておりますし、かなり専門知識を要するというのが実情でございますので、その辺を裁判官にすべてお任せするのではなくして、裁判官の判断に直接影響を与える、知識を持つていないがゆえに判断が狂つてしまふということがないかというように、その分野でのプロ、具体的には公認会計士でありますとか大学の先生方といったような方々、いわば専門知識を持つていて、かつ特定の事件からは中立であるという方々を選びまして、当事者の方の申し立てによりまして裁判官が選任するということでございます。

また、大学の先生方に特許マインドというものを持つていただくということから、十一年度からは知的所有権に關しますセミナーというものを科学技術庁と共同して実施していこうということなどをいたしておるわけでございます。大学の先生方の持つておる研究成果というものが民間になるべく速やかに移転できるように種々手だてを講じているつもりでございます。

あらかじめ人間集団を指名してやるということではなくして、ケース・バイ・ケースで、そのときどきの人が一番望ましいかということで選ばせていただくというものでございます。裁判所の方がその人間を選任するという形になります。

選任された計算鑑定人の場合は、侵害品の販売数量あるいは販売単価といったような損害の計算をするために必要ないろいろな事項がござい

ます。これを裁判所からの命令を受けまして計算鑑定人が調査を行いまして、当事者からの説明を受けながら損害額を算定してあげて裁判官の判断の参考に供するということでございます。

○梶原敬義君 幾つか用意をしておりますが、もう時間ですので、これで終わります。

○渡辺秀夫君 特許行政についての質疑であります。

特許行政というのは決して狭いとは思わないので、すけれども、そう幅広いものではないので、今までの同僚議員の発言と若干重複する点もあるかと思ひますが、お許しをいただいで幾つかの点について意見を述べながら質疑を交わしたいと思います。

翻つて、今日、我が国の工業所有権制度は、明治十八年に専売特許条例が公布されて以来今年で百十四年目を迎え、また現行特許法が昭和三十四年に施行されて四十年目になることは御存じのとおりです。その間、数度にわたる特許法などの改正や特許特別会計制度の創設などによって工業所有権制度は逐次整備されてまいりましたこともまた事実であります。これによって、当初おくれたいた

特許などの審査処理は、昭和四十年の二十二万件が六十年には四十一万件、そして平成七年には五十二万件と大幅に改善されてまいりました。それに伴って特許実用新案の要処理審査期間も、以前は三年近く、それ以前は七年ぐらひから十年ぐらひかかっていたのでありますが、最近では二年近くに短縮されているということも非常によかったです。成果が上がっていると思ひます。

のであつて一年ぐらひで処理できるようでなければならぬのではないかと、でなければ国際競争力あるいはまた技術立国としての基盤的なものがだんだん希薄になっていくのではないかと感じはいたします。しかし、そうはいふものは、昭和十九年に審査処理能力が向上した背景には、昭和十九年に制定された特許特別会計法があつたといふことは否めない事実だと思ひます。

思い起こして昭和五十七、八年、私が当時通産政務次官のときでありましたが、この特別会計の創設にかかわり、相当反対意思の強かつた上司である通産大臣の気持ちを和らげるために大臣室に乗り込んでいって大分お話をしたようなそんな記憶も思ひ出すわけであります。そのときに申し上げたのは、いわゆる特許というものの重要性あるいはまた今後の技術立国としてのあり方等々の中から、極めて貧困であつたこの特許行政を進めていく環境あるいは財政基盤等々によって特別会計制度というものが当時財政当局においては拒まれた制度でありましたが、しかし今日の状況を見るに私は昔日の感があるということをお願いしたいのであります。

この特許特別会計が提案された背景としては、今申し上げたように処理期間が七年から十年と長期化する情勢にあるというようなことがあつて、この課題を解決するため事務処理のコンピュータ化、いわゆるペーパーレスシステムを導入し、そのために新庁舎を建設するという抜本的な対策が講ぜられ、そしてコンピュータシステムが導入されたわけであります。その財源としてのこの特別会計制度は、歳入は郵政事業特別会計からの特許印紙による受入金や一般会計からの繰入金などの収入をもつて充てることとして、そのために昭和五十九年に特許特別会計法が制定されたわけでありませう。

このように審査処理能力が大幅に向上した背景には、特別会計を財源としたペーパーレスシステムの導入が貢献したということは今まで申し上げたとおりであります。この特許特別会計につい

ては、先ほども同僚議員が述べておりましたが、近年相当大幅な剰余金、私の知るどころでは年間約五百億円以上の剰余金が生じている、非常に結構なことだとも思ひます。しかも、歳出の三分の一以上を占めているペーパーレス計画が終了すると今後は一層剰余金が出るのではないかと思われ

今回の改正で特許料の引き下げや資力に乏しい中小法人に対する特許料の軽減措置が講じられていられるけれども、多額の剰余金が生じていることを考えれば、今回の引き下げ以上に特許料を引き下げることができるとは思ひません。そのことは、たらいかがですかと私思ふんです。そのことは特許出願を増大させるインセンティブを与え、科学技術創造立国を目指す我が国としてもプラスになると思ひますが、この件について通産大臣、いかがでございますか。

○國務大臣(与謝野馨君) 特許関係料金につきましては、昨年に引き続きまして今般の制度改正においても引き下げを盛り込んでいるところでございます。昨年の料金改定においては、特許権利化後の十三年目以降の料金の引き下げを行いました。特許料の経年変化に伴う累進構造の見直しを行いました。

今回の料金改定としては、特許料及び審査請求料等について請求項数の増加に伴って増加する部分の料金を引き下げることも、また貧困な個人を対象としている現行の特許料及び審査請求料の特例措置の対象に資力の乏しい法人を追加することにより、その発明の権利化を奨励することとしております。

昨年の料金改定と今回の料金改定によりまして年間約六十億円の歳入減となるところでございまして、今後その累積的影響を見守っていく必要が

あります。

今後とも、特許関係料金については、中長期的な観点から、出願等の動向、健全かつ効率的な特別会計の運営、諸外国の料金政策を勘案しつつ、十分な注意を払ってまいりたいと思ひております。

○渡辺秀夫君 ありがとうございます。

やっぱり中小企業あるいはまた個人のそういう特許意欲というか出願意欲というか発明意欲というものを大いに高揚していきたいな感じがします。そのためには手軽くなく、いかぬというふう

に思ひます。そういう意味で、今の大臣の答弁を踏まえて、行政事務当局はぜひそれらの方向に向かって努力を願ひたい、こう思ひます。

次に、特許関係団体の役割について私の考えを申し述べながら、御意見を承りたいと思ひます。

今日、我が国の休眠特許は現在四十万件に上つていられると言われているんです。その中には少し工夫を加えれば画期的な新製品が生まれ、我が国経済の再生に役立つものがあると思われま

す。このような休眠特許を有効に活用するため現在特許流通市場の整備が図られていられることも承知して

います。特許の移転を仲介する特許流通アドバイザーが常勤で三十人、登録アドバイザーが三百人、全国に派遣されている。また、産業再生計画では特許流通アドバイザーを三十人から六十人に倍増する計画もあると聞いております。しかし、倍増されても常勤の特許流通アドバイザーが各都道府県に配置されているのは一人か二人程度にすぎないという現状。地域経済が疲弊している中で、その活性化を図るためには地域産業の振興が必要であるが、それには地域の中小企業が貴重な技術資源である休眠特許を有効に活用して新たな製品の開発に結びつけられるような体制の整備が重要であると思ひます。

ところで、特許にかかわる関係団体を見ると、発明協会、弁理士会、日本特許情報機構など、発明家協会というののもあつたと思ひますが、いろいろ十団体ぐらひがあるように思ひます。これらの団体のうち、例えば発明協会では本来の発明奨励振興事業以外に中小企業に対する出願適正化指導事業なども行われ、産業の発展にも貢献しております。また、弁理士会に所属する弁理士も出願の代行や特許侵害訴訟に係る代理の業務を行つて

おり、複雑な特許取得手続の円滑化に貢献していることは御承知のとおりです。しかし、全国の弁理士事務所約六六％が東京に集中してある、あるいは大阪で一四％、愛知が四％と、三都府県で全体の八〇％以上を占めているようなことになっておりまして、我が新潟県などは何人もいないというところであります。

これらの団体はそれぞれ設立目的に従って活動しており、その活動範囲には限界があることはわかっております。しかし、今日、地域産業の一層の振興が求められており、それには弁理士の地域的偏在や数少ない特許流通アドバイザーを補完する対策を講ずる必要があるのではないのでしょうか。

そこで私が申し上げたいのは、各特許関係団体をネットワーク化して、連携を密にして発明の奨励から特許出願、そして先ほど申し上げた休眠特許など、中小企業の製品開発にまで結びつような有効な特許の活用方法が整備されることが必要ではないかと思っております。

特許行政の一つとして、事務的な面もありませんが、長官にお考えをお聞きして、大臣、もし後で何かありましたらお願いを申し上げます。

○政府委員(伊佐山健志君) 今、先生が御指摘の二点について現状を申し上げますと、確かに大都市に弁理士のほとんどの方が偏在しているという事実はそのとおりでございます。そういう実態で今後日本全体の知的財産意識というものを高められるのかという御懸念はまことにごもっともな点だと思っております。

そういうこともございまして、今御指摘になりましたような弁理士会を初め、発明協会とか関係の諸団体に対して可能な限りの工夫をしていただいて、手薄となっております地域にてご入力をするというようなことを私どもなりに意識的にやってきているつもりでございます。

弁理士会は、今先生が御指摘のとおり、ある種ボランティア活動的に、近隣の弁理士の方を御紹介するというようなことをやったり、出張いたし

まして無料でサービスを行うというようなことをやっております。

発明協会におきましても、先ほどの御指摘にありましたように、中小企業者向けのサーチを無料でやっております。あるいは相談事業、それから情報提供といったようなものを、幸いにして発明協会の場合には全都道府県に支部を持ってありますので、そこに専門家がおります。必要に応じて中央からも派遣するというような形で、地方の行事に合わせて弁理士の方々の必要とするような事業についての質問に答えられるような形をとっているつもりでございます。

特許庁といたしましても、やはり特許庁の支部というのはいまありませんから、幸いにして一人ないし二人、三人、最近では特許庁の人間を通産局に出すことができるようになりました。したがって、その人たちが地域のそれぞれの県、主要な都市に向いて相談を受け付けるというようなこともやるようにいたしております。

したがって、こういうようなことを通じて知的財産権のインフラを支えているのがまさにこういう方々でございますので、こういう方々を少しでも私どもの方で御支援できるようなものについては積極的に今後ともやってまいりたいと思っております。

それから、私どもも非常に重視しておりますのが、せっかく毎年多くの発明が生まれながら残念ながらそれが十分に活用されていないということ。これは御指摘のとおりでありまして、私どもも調査いたしますと、中小企業者の中で三分の二に当たる方々が大企業の手持っている特許で使っていないものをぜひ使いたいという要望がございまして、そういう実態がありますので、私どもも調査いたしました。またそれぞれの関係企業に働きかけまして、こういったものが出たらば出し、かといっていいものをリストアップしていただき、かつそれを一カ所にまとめさせていただきまして、その特許の概要はどういうものなのかということを利用者がわかるようなハンドブック的な

ものをつくらせていただいております。

今そういうものが約二万件ございまして、特許数という大企業が持っております六十万件ぐらゐが十分に活用されていないということでございます。それから、その割ぐらゐはそちらの方に出生していただいて、日本テクノネットという団体がございまして、そちらで検索が可能なような形にデータを加工いたしまして、それを中小企業者の方々に御利用いただく、インターネットでもそのうちの一部は御紹介するような形をとっております。そんな形でもって、せっかくお金をかけ、時間をかけて特許権利化されたもの、これを少しでも皆さんに使っていただけるような工夫を今後ともしてまいりたいと思っております。

○渡辺秀夫君 地方通産局を活用しながら、そしてまた、中小企業政策とか振興地域とかいわゆる通産行政をやっているところがあります。そういうところで、例えば発明の日とか特許の日とかということの特許庁が率先して設けると国民のそういうものを目覚めが出てくる。子供たちでもそういうものに対して関心を持つようになる。情動的にも大事な教育の一つではないかというふうなことは思うので、一つの考えとして、幼稚なことですが、特許行政の今後の発展の意味合いも込めて、ぜひ効果を高めていただくようにお願い申し上げます。

特許法の「目的」を見ると、「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与すること」とあります。ということは、特許行政は単に出願を受け付けて特許としての権利を与えるだけにとどまらず、産業の発展に積極的に寄与することが求められていると思っております。言うならば、願書を受け付ける場所じゃない。要するに、産業発展あるいはまた産業の基盤をつくり上げていく、積極果敢にむしる特許庁から行政が外に出ていくという姿勢が私は大事ではないか。先ほども大臣がおっしゃっておられました。非常に私は同感のきわみでありました。

法律をつくるのが目的ではないので、まさにこの特許あるいは発明は、技術立国、資源のない我が国にとつてのまさに資源であるこの問題をやはり大いに振興、発展させるという基盤あるいは方策の一つにしかすぎない、こういう考え方で取り組んでいただければなお一層の発展あるいはまた将来の我が国の財産ができていくことになる。最近の特許行政はそういう意味では受け身で、特許権を与える機関としての役割を果たすだけではないところにぜひいまま大きく出て頑張ってください。

一方、アメリカではUSSTRが知的財産権に関する問題を一括して取り扱い、先ほどもいろいろお話がありました。十年以上前からプロパティ政策、すなわち特許重視政策を展開して知的財産権の価値を高め、今日の米国産業の国際競争力の回復に貢献してきた。今までいろいろ議論のあったところでもあります。

これに対して、我が国ではこうした取り組みがおくられたため、特許の出願数は米国の四倍以上もありながら、技術貿易では米国の黒字に対して我が国は赤字だ。これも指摘されました。我が国でも、遅ればせながら今回の法改正で権利取得の早期化や特許権の早く強く広いという保護を図るための措置が講ぜられたことは評価したいと思っております。

しかし、今後我が国が二十一世紀に向けて国際的大競争時代の中で一層の経済発展を遂げていくためには、米国の例に倣って、この知的財産権の保護強化を、単に特許行政の一つとしてではなく、産業政策上あるいは国の経済政策上の最優先課題として、あるいは通商政策上でも言っているように、特許庁や文化庁など関係各省庁の問題に総合的に対応するなど、知的所有権政策を国家戦略として打ち出していく必要があるというふうには私は思っています。かつ今までの議論の中で十分にそのことは大臣の考えも述べられてきたので、あえて私はここで一度同感の意を表しながら、時間が参りましたので、最後の一点だけ申し上げます。

て、御意見を承って終わりたいと思ひます。

アメリカでは、特許出願の公開を九四年度に導入することを約束しながら、議会の反対でいまだに実行されていない。いわゆる知的所有権をめぐっての海外との摩擦問題であります。この結果、日本企業は特許出願済みの技術とは知らなかつたことでむだな研究投資を強いられるなど、不満が出ていることは御存じのとおりであります。

ことしの十一月末にはWTO次期通商交渉が始まりますが、知的所有権問題を重点課題に取り上げて、通商産業省は国際交渉の場で強い姿勢をもって臨み、成果を上げていただきたい。希望を申し上げながら、大臣の所見を承って終わりたいと思ひます。

○**國務大臣(与謝野馨)** 先ほどの御質問の中で私が感じたことを答弁の前に二つ申し上げたいと思ひます。

それは、弁理士制度はございますが、日本の特許制度を円滑に運営していくためにはやはり今後弁理士の方々の働きというものは大変重要になってくるということでございます。これは、特許権を取得する際も、また特許に関する紛争が起きた場合にも、弁理士の方々の役割というのがあります。重要になってくると思ひます。

それから、未利用特許の件でございますけれども、先ほど長官からも御答弁申し上げましたが、特許庁が持っておりますすべてのデータをデータベースといたしまして、今は全国どこからでもあるいは全世界どこからでも四千万件近い情報に接することが出来ます。既に期間が経過した情報に接しても、また特許権が生きている技術に関する情報に接しても、またアクセスができて、全国からわざわざ東京に来なくても情報とれるというのには私は画期的な試みであると思ひます。

そこで、米國との関係でございますが、九四年に日米包括経済協定が行われたことは先生御承知のとおりでございますが、いわゆる米國のサブマリン特許と我々呼んでおりますが、これは是正に

向けてまして早期公開制度の導入がここで約束されたわけでございます。しかし、期限が過ぎた現在でもいまだにこの約束は履行されておられません。我が國としては再三にわたりの合意事項の履行を求めてまいりましたところでございます。

特に、昨年の米國百五議會で改正法案が廃案になりました。これを受けまして昨年十一月、通産大臣の名前でテイラー商務長官及びバシエフスキー通商代表あてに、日本政府としては大変遺憾であるという意を伝え、約束の早期履行を求めたわけでございます。こういうお手紙を出しました。

これに對しましてアメリカ側より、政府として日本政府の懸念を共有する、また、このお送りしました書簡を上院、下院両院の院内総務にも送達したと、こういうことを承っております。今回の米國第六六議會においても、日米合意関連法案の提出が見込まれております。

そこで日本としては、引き続きその動向を注視しながら、合意事項の早期完全履行を強く求めていきたいと考えております。また、日米二國間交渉のほかにWTO、WIPO等の多國間交渉を通じて、早期公開制度の國際ルール化を含めた特許制度の國際調和を積極的に提示してまいれる所存でございます。

以上です。

○**渡辺秀央君** 頑張ってください。

○**水野誠一君** 私は、先端技術が日進月歩の國際競争の時代に、今回の特許法改正というのは大変望ましいものだとおもうに考えております。特にこういう技術革新が日々行われている、こういうときには、先ほどいろいろ同僚議員からも御指摘ありますが、三年といつてもこれは非常に長い。本当に合理化してもっとも時間短縮を図っていただくさらなる努力をお願いしたい。

そういう意味でも、今回、あす三十一日からスタートします四千万件に上る特許情報をインターネットを通じて提供する特許電子図書館、これも

私は大いに期待をするものであります。

私は通告では、今渡辺委員からも既に御質問が出てしまったんですが、知的所有権交渉のことをお尋ねする予定でございました。しかし、重複してもいけないので、一つ私からお願いだけを申し上げて終わりたいと思ひます。

サブマリン特許、今大臣からも御答弁がございましたが、これが引き起こすむだな研究投資あるいは不毛な訴訟というものがいかに多いかということとを考えると、この九四年の日米特許合意の約束がまだ不履行であるという状況というのは大変遺憾なことだと私も思っております。ひとつ今後、特に途上國とのライセンス契約をめぐって日本企業が不利な条件を押しつけられるというようなケースも大変多い昨今でございますし、日本だけにグローバルスタンダードを押しつけるのではなくて、やはりアメリカとしてもこういうグローバルスタンダードをみずからつくり出していただく、協調関係を持っていたらいいということとをぜひ強い姿勢で交渉をさらに進めていただきたいと思ひます。

次にお尋ねしたいことでございますが、特許庁がこの四月から開始されるベンチャー企業などが持つ特許権を評価してその内容に格付を行う、この計画についてお尋ねをしたいと思います。

日本にベンチャー企業が育たない最大の理由というのは、銀行からの融資というものがまさに土地本位制と言われるような土地を担保とした融資でしかないということと、資金難に苦しむベンチャーが数多く存在する、こういう実情があるわけでありまして。

そういうことから、通産省もさまざまな支援施策、資金調達問題解決がベンチャー支援のなめであるという認識を相当しっかりとお持ちであるということには私は評価をしております。ところでありますが、こうした技術開発型のベンチャーを助けるために特許などの知的財産権に対する世間の認識を向上させる必要というのは大変重要だと思ひます。この計画の趣旨にはそういう意味から大

いに賛同できるものでございます。

今、土地担保というものが不十分な時代になってきておりますし、金融機関なんかにもそういう意識の転換を大いにさせていただきたい、こういうふうにお尋ねでございます。この制度というのは、政府系金融機関との連携による知的財産権担保融資支援、こういうタイトルでございます。まさにこういった知的財産権の活用を図っていく計画が目的であり資金調達支援につながることを期待したいと思っております。

そこで、この四月から開始するという特許権の評価サービスについて、計画の概要、それから期待される効果について伺いたいと思ひます。

○**政府委員(伊佐山達志君)** 先生御指摘のとおり、私どももいたしまして、技術開発型のベンチャー企業がせっかくの技術を十分に活用できないままであるというのは大変残念だと思ひながら、そういう問題にチャレンジしようとして政府系金融機関が幾つかございましたものですが、そういったところと話し合いをしていくプロセスで、では一緒にやってみようかということがそもそもの発端でございます。

これまでも、日本開発銀行、商工中金、中小企業金融公庫、こういったところが知的財産権を担保にいたしまして融資した事例はございます。事例の多くは日本開発銀行でございますが、これら全部合わせましてこれまでに約百件ほどの実績がございます。

しかしながら、そういう方々のお話を承って痛感いたしましたことは、そういう機関に最新の技術動向あるいは技術そのものについての評価を得る言ってみれば審査官的な人が残念ながらいないということもございまして、そこが最大のネックだということもございまして、また、日本の国内にそういうことを第三者が信頼してきちっと評価を下すような機関がないということもござい

ます。それで、特許庁の場合には、特許の分野だけでも一千人余のすべての技術分野をカバーする専門

家がおりますし、またそういう人たちは日々新しい技術に接しているということでもございます。もちろん、過去の状況については十分わかって、過去にはこういうものがあつたけれども、今出されたものは過去の技術と抵触しないかどうかということをお日々チェックしているわけでございます。

そういう専門的な知見というものを生かすことによって、中堅企業が持つております知的財産権というものを少しでも生かせるような工夫ができないかということで、特に私どもの持つております権利面での情報、それから技術面での情報、この二面を中心といたしまして情報を提供することによってお手伝いできたということで、新年度へ入りましてから、とりあえずは政府系金融機関を中心といたしましてこれを発足させたいと思つているところでございます。

○水野誠一君 今の御説明でかなりわかつてきたのでありますが、どう技術の評価するか、このノウハウが大変難しい。この部分というのは大変重要なことだと思つていますが、意外なことに知的財産権を担保とする融資というのは海外にも余り例がない。

例えば、そういった知的財産権に対する認識が一番高いと思われるアメリカでは、御承知のようにベンチャー企業のアリーステージにおけるベンチャーキャピタルという資金調達ルートが存在して大変大規模な投資がそこで行われるわけでありまして、一般的な銀行融資というのは逆に非常に保守的である。知的財産権を担保とする場合でも、担保売却による債権回収をねらつたものではなくて、債務者にとって価値あるものを押さえることによって忠実に約束を履行させる圧力とすることによって、補助的な機能に限った位置づけが多い、こういうふうになつていまして。その根底には、こういった日進月歩の技術進化の時代でありますから、一たび陳腐化すれば担保価値が急減する可能性がある、こういう特質もあるわけでありまして。

そういう意味から、特に私は、市場性ということ、先ほど休眠特許のお話もありましたけれども、いかにすぐれた技術、特許があつても、それが市場の需要とマッチしないとなかなかそれだけの担保価値を生み出していかない。こういう問題も含めて今回のランクづけということが非常に注目される、世界的にも注目されるところではないかと思つております。

その中で、権利を評価する四つの基準として、権利の安定性評価、権利の技術レベル評価、関連特許との関係評価、そして総合評価、こういうふうな述べておられるわけなんです。二月末に発表された時点ではまだ詳細は検討中というお話であつたので、その内容について少し詳しくお尋ねをさせていただきますかと思つております。

○政府委員(伊佐山達志君) とりあえず、今先生御指摘の四つの観点から担保の対象となるものについての評価をする、そういう仕組みをスタートさせようということでございます。

まず、権利の安定性評価におきましては、実際のところ、異議申し立てでありますとか無効審判というふうな対象になつていまして、ございまして、これは一挙に担保としての価値が小さくなつてしまいます。したがつて、私どもの場合にはそういうふうな情報はすべて持つておりますので、それから、そういうものを提供申し上げる。

それから、権利の技術レベル評価におきましては、これも特許化するプロセスで、従来技術との比較において極めて基本的な特許性を持つていられるものであるのか、改良的なものであつても大幅な改良に近いものなのかどうか、こういう評価は直ちにできるような状況になつておりますから、我々が見ている範囲内では、この技術は非常に革新的ですよというふうなアドバイスは大体できるのではないかと思つております。

それから、関連特許との関係評価でございますが、これは実は、ほかに出願された特許あるいはこれから特許化されそうなもの、これもいづれ一年半後にはすべて公表されますから、公表された

晩にはそういったものをお使いいただいて間違いないわけですから、既にあるもの、それから今後出てきそうなものを含めて、この特許の価値というものは大体この程度のものじゃないかということとは、これも私どもの情報として御提供申し上げます。

そういうことを総合評価して、全体としては普通なのか、普通よりも上なのか、普通よりも下なのかという三つぐらいの評価で全体を総合判断する、そんなふうなことを今考えておるのでございます。

また、詳細については、さらに対外的に公表できるようなものになつた段階で、インターネット等を通じて公表できる部分はほとんど公表してまいりたいと思つております。

○水野誠一君 先ほどお話ししましたように、開銀が九五年にこういった知的財産権を担保として融資を行う、こういうことでスタートしたのを皮切りに、今百件とおっしゃっていましたが、そういう幾つかの事例が過去にもあるということでありまして。

その中で、例えば一つの例なんです、動画圧縮技術を持つソフト関連ベンチャーが開銀などが多額の融資をした事例というのがありました。ただ、事業がとんざした後にその技術の買い手がなくて宙に浮いてしまつた、こういう案件が報道されて波紋を呼んだ、こんなことを覚えております。

つまり、特許庁による今回の格付計画というのは大変意義のあるものだと思うんですが、知的財産権担保融資を今後根づかせていこうという場合には、これをもつて十分とすることはできない。知的財産権の市場整備、これとまさに車の両輪の関係でうまく整備をしていかないとけないんじゃないか。つまり、格付の問題だけじゃない、市場整備という問題が非常に重要だと思つております。

特許庁は、これまでにも取引情報の収集・提供、人的交流の促進など、特許市場整備に向

けて幾つもの事業を展開してこられていましてあります。あすからスタートするインターネットの特許電子図書館もその一つだと思いますが、特許流通市場におけるコーディネーター役である特許関連情報事業者あるいは知的財産取引業者が活躍しやすい場をいかに提供するかといったことも特に重要ではないかと思つております。

これは先ほどの渡辺委員からの御質問にもちょっと関連するところでありまして、今後の特許市場整備に向けた重点施策というものを一度簡単に御説明をいただければと思つております。

○政府委員(伊佐山達志君) 御指摘のように、私どもなのである範囲内で情報を提供する、あるいは情報提供に基づいて私どもの技術的な観点からの価値判断を下すというぎりぎりのところまでにはできると思つていますが、まさに今先生御指摘のように、マーケティングの部分については、これは私ども全くそういう実業を経験しておりませんので、例えば銀行でありますとかあるいはほかの仲介業者といったような方々にゆだねざるを得ないわけでございます。

今まさに、情報を扱うような企業あるいは技術を扱うような企業というのが、アメリカとかヨーロッパと比べますと絶対的な数が非常に少なくなつてしまつて、したがつて、この辺については、十分な知見を必ずしも有していないということも前提にいたしまして、これを何とか育てていく必要があるだろうということで、先端を行つておりますアメリカを私どもなりにまず謙虚に学んでみようということ、私どものその衝にある人間を定期的にアメリカに行かしてアメリカの実情というものを把握し、それをデータベース化するということをやつていられる最中でございます。

それから、アメリカとかヨーロッパでも既に知見を積んでおります人たちが、そういう業を営んでいるような人たちの中でその業をおやめになつた方々にアドバイザー的に日本に来ていただいて、半年とかそのぐらいの長さのことを考えてい

るわけですが、それで日本の実態を知っていただいて、こういうふうにするればそういう市場が育っていくんじゃないかというように、これを、これもトリアルでございませうけれども、やってみてほしいというのがとりあえずの私どもの考え方でございませう。

○水野誠一君　そういつたアメリカから学ぶということは私も大変重要だと思ふんですが、昨日の日経新聞に、アメリカでベンチャーキャピタルが入って起業した企業のうち、九三年に設立された二百八十一社、これが九九年三月にどれくらい残っているかというデータの載っているんですが、約八〇%が残っていると。しかもその中で二〇%が店頭公開を実現しているというデータがありました。ところが、その一方、いわゆるベンチャーキャピタルの資本導入ができなかった企業は八割がたつぶれている。逆に言えばそれだけベンチャーキャピタルの審査力という判断力というものがしっかりとしたものであるということだと私はそれを見て感じました。

それと日本のこの制度とは違ふんですが、おっしゃるように金融機関に市場性をしっかりと判断する目を養っていただく、それと同時に、技術評価についても今回の特許庁の評価というものがそれだけ大きく期待されるものであるということをご希望して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(須藤良太郎君)　他に御発言もないようですから、質疑は終了したものと認めます。これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。特許法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)  
○委員長(須藤良太郎君)　全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

篠瀬進君から発言を求められておりますので、

これを許します。篠瀬進君。  
○篠瀬進君　私は、ただいま可決されました特許法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・議連合、自由党及び参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。  
特許法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 知的創造の進展・複雑化にかんがみ、知的財産権に係る国全体としての総合的な取組を行うため、我が国の知的財産権の今後の方向に関する基本的な方針の策定に努めること。

二 特許権等の侵害に対する救済措置の拡充を図る法改正の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、知的財産権紛争に対し国際的に遜色のない紛争処理能力及び紛争処理体制の確立に努めること。

三 創造的技術開発の促進とその成果の権利化・利用の促進を図るため、産学連携の強化、弁理士等による知的財産権専門サービスの充実等知的インフラの一層の整備に努めること。

四 マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願及び商標権について出願時及び登録時に発行される商標公報に翻訳を付す等により、我が国ユーザーが出願内容及び権利内容を十分に理解できるようにすること。

五 我が国ユーザーの一層の利便性向上のため、マドリッド協定議定書未加入国に対する加入の働きかけに努めること。

六 アジア諸国等における工業所有権制度全般の整備についての国際協力を積極的に進めること。

右決議する。  
以上でございませう。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(須藤良太郎君)　ただいま篠瀬君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)  
○委員長(須藤良太郎君)　全会一致と認めます。よって、篠瀬君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、与謝野通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。与謝野通商産業大臣。

○國務大臣(与謝野馨君)　ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○委員長(須藤良太郎君)　なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
○委員長(須藤良太郎君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(須藤良太郎君)　不正競争防止法の一部を改正する法律案及び訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。政府から順次趣旨説明を聴取いたします。与謝野通商産業大臣。

○國務大臣(与謝野馨君)　不正競争防止法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年、音楽、映像、ゲームソフト等をデジタル化し、インターネットやDVDなどを用いたさまざまな形態で販売する事業、いわゆるコンテンツ提供事業が著しく発展しております。このようなコンテンツ提供事業は、消費者の多様なニーズに対応するものであり、将来の成長産業としても極めて有望であります。

通常、コンテンツの提供に当たっては、無断視聴や無断コピーを制限するための技術的制限手段が施されております。この技術的制限手段を妨害する装置やプログラムが広く販売されることとなりますと、正当な事業収益を得られないなど、事業としての存立基盤が危うくなる懸念があります。現在、技術的制限手段を妨害する装置やプログラムの販売行為が公然と行われている状況に対応し、コンテンツ提供事業における公正な競争を確保するため、こうした装置やプログラムの譲渡などの行為を不正競争とし、差しとめ請求などの対象とすることが必要であります。

このような要請に対応するため、今般、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、コンテンツ提供事業における公正な競争を確保するため、料金徴収などのため営業上利用される技術的制限手段により制限されている画像や音の視聴あるいは記録を可能としようとする装置あるいはプログラムの譲渡などの行為を、本法における不正競争行為と位置づけ、差しとめ請求などの対象といたします。

第二に、技術的制限手段に関する研究開発を抑制しないため、技術的制限手段の試験または研究のために用いられる画像や音の視聴あるいは記録を可能としようとする装置あるいはプログラムの譲渡などの行為については本法の規定を適用しないこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

消費者取引をめぐるトラブルにつきましては、近年、エステティックサロンや外国語会話教室を初めとするいわゆる継続的役割に係るトラブルが

急増しており、これらの契約の解除等に関する苦情相談が多数寄せられている状況にあります。

また、訪問販売等に係る取引により購入者等に被害が多数発生している等、取引の適正化が十分図られていない状況にあります。

政府といたしましては、こうした現状にかんがみ、これらの取引の公正及び購入者等の利益の保護をさらに図るため、本法律案を提案することとした次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、訪問販売等に関する法律の一部改正であります。この一部改正につきましては、特定継続的役務提供等について、契約締結時における書面交付の役務提供者等に対する義務づけ、役務の提供を受ける者等による契約の解除、契約解除時の損害賠償等の額の制限等の措置を講ずるとともに、同法の対象取引全般について、罰金額の引き上げ等の措置を講ずることとしております。

第二に、割賦販売法の一部改正であります。この一部改正につきましては、特定継続的役務を中心に割賦販売等の利用が増加していること等から、役務等について同法の対象に追加し、契約解除時の損害賠償等の額の制限、割賦購入あっせんに係る抗弁権の接続の措置等を講ずることとしております。

以上が本法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。  
○委員長(須藤良太郎君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日行うことといたします。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後三時五十一分散会

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。  
一、不正競争防止法の一部を改正する法律案

一、訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案

不正競争防止法の一部を改正する法律案  
不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十二号を第十四号とし、第十三号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 営業上利用いられている技術的制限手段(他人が特定の者以外の者に影響若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものを除く)により制限されている影響若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能のみを有する装置(当該装置を組み込んだ機器を含む)若しくは当該機能のみを有するプログラム(当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む)を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能のみを有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為

十一 他人が特定の者以外の者に影響若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上利用している技術的制限手段により制限されている影響若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能のみを有する装置(当該装置を組み込んだ機器を含む)若しくは当該機能のみを有するプログラム(当該プログラムが他のプログラムと組み合わせられたものを含む)を記録した記録媒体

若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能のみを有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為  
第二条に次の二項を加える。  
5 この法律において「技術的制限手段」とは、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう)により影響若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録を制限する手段であつて、視聴等機器(映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録のために用いられる機器をいう。以下同じ)が特定の反応をする信号を映像、音若しくはプログラムとともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は視聴等機器が特定の变换を必要とするよう映像、音若しくはプログラムを变换して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。  
6 この法律において「プログラム」とは、電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。  
第五条第二項中「又は第十二号を」又は第十四号に改め、同項第四号中「第二条第一項第十二号を」第二条第一項第十四号に改める。  
第十一条第一項第一号中「第十号及び第十二号を」第十二号及び第十四号に、「同項第十号及び第十二号を」同項第十二号及び第十四号に改め、同項第一号中「第十二号を」第十四号に改め、同項に次の一号を加える。  
七 第二条第一項第十号及び第十二号に掲げる不正競争 技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる第二条第一項第十号及び第十一号に規定する装置若しくはこれらの号に規定するプログラムを記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若

若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能のみを有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為

この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

附則  
この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案  
訪問販売等に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中第三章 連鎖販売取引(第十二条、第十七条)を  
第三章 連鎖販売取引(第十二条、第十七条)を  
第三章の二 特定継続的役務提供(第十七条)に改める。  
(第十七条の二(第十七条の十一))  
第一条中並びに連鎖販売取引を、連鎖販売取引並びに特定継続的役務提供に係る取引に改める。  
第二条第一項から第三項までの規定中「及び第十八条の二を」並びに第十八条の二及び第十八条の三に改める。  
第十条第四項中「この条の下に」及び第十七条の十一を加える。  
第三章の二 特定継続的役務提供  
(定義)  
第十七条の二 この章並びに第十八条の二、第十八条の三及び第二十一条において「特定継続的役務提供」とは、次に掲げるものをいう。  
一 役務提供者が、特定継続的役務をそれぞれの特定期間ごとに政令で定める期間を超える期間にわたり提供すること

若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能のみを有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為  
この法律は、平成十一年十月一日から施行する。  
附則  
この法律は、平成十一年十月一日から施行する。  
訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案  
訪問販売等に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。  
目次中第三章 連鎖販売取引(第十二条、第十七条)を  
第三章 連鎖販売取引(第十二条、第十七条)を  
第三章の二 特定継続的役務提供(第十七条)に改める。  
(第十七条の二(第十七条の十一))  
第一条中並びに連鎖販売取引を、連鎖販売取引並びに特定継続的役務提供に係る取引に改める。  
第二条第一項から第三項までの規定中「及び第十八条の二を」並びに第十八条の二及び第十八条の三に改める。  
第十条第四項中「この条の下に」及び第十七条の十一を加える。  
第三章の二 特定継続的役務提供  
(定義)  
第十七条の二 この章並びに第十八条の二、第十八条の三及び第二十一条において「特定継続的役務提供」とは、次に掲げるものをいう。  
一 役務提供者が、特定継続的役務をそれぞれの特定期間ごとに政令で定める期間を超える期間にわたり提供すること

を約し、相手方がこれに応じて政令で定める金額を超える金額を支払うことを約する契約(以下この章において「特定継続的役務提供契約」という。)を締結して行つた特定継続的役務の提供

二 販売業者が、特定継続的役務の提供(前号の政令で定める期間を超える期間にわたる提供)を受ける権利を前号の政令で定める金額を超える金額を受け取つて販売する契約(以下この章において「特定権利販売契約」という。)を締結して行つた特定継続的役務の提供を受ける権利の販売

2 この章及び第二十一条において「特定継続的役務」とは、国民の日常生活に係る取引において有償で継続的に提供される役務であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして、政令で定めるものをいう。

一 役務の提供を受ける者の身体的美化又は知識若しくは技能の向上その他のその者の心身又は身上に関する目的を実現させることをもつて誘引が行われるもの

二 役務の性質上、前号に規定する目的が実現するかどうか確実でないもの

(特定継続的役務提供における書面の交付)  
第十七条の三 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務の提供を受けようとする者又は特定継続的役務の提供を受ける権利を購入手続とする者(以下この章において「特定権利販売契約」という。)を締結しようとするときは、当該特定継続的役務提供等契約を締結するまでに、通商産業省令で定めるところにより、当該特定継続的役務提供等契約の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

2 役務提供事業者は、特定継続的役務提供契約を締結したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項について

当該特定継続的役務提供契約の内容を明らかにする書面を当該特定継続的役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一 役務の内容であつて通商産業省令で定める事項及び当該役務の提供に際して当該役務の提供を受ける者が購入する必要がある商品がある場合にはその商品名

二 役務の対価その他の役務の提供を受ける者が支払わなければならない金額の額

三 前号に掲げる金額の支払の時期及び方法

四 役務の提供期間

五 第十七条の九第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項(同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。)

六 第十七条の十第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項(同条第二項、第五項及び第六項の規定に関する事項を含む。)

七 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

3 販売業者は、特定権利販売契約を締結したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項について当該特定権利販売契約の内容を明らかにする書面を当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に交付しなければならない。

一 権利の内容であつて通商産業省令で定める事項及び当該権利の行使による役務の提供に際して当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が購入する必要がある商品がある場合にはその商品名

二 権利の販売価格その他の当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が支払わなければならない金額の額

三 前号に掲げる金額の支払の時期及び方法

四 権利の行使により受けることができる役務の提供期間

五 第十七条の九第一項の規定による特定権

利販売契約の解除に関する事項(同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。)

六 第十七条の十第三項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項(同条第四項から第六項までの規定に関する事項を含む。)

七 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

(誇大広告の禁止)  
第十七条の四 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供をする場合の特定継続的役務の提供条件又は特定継続的役務の提供を受ける権利の販売条件について広告をするときは、当該特定継続的役務の内容又は効果その他の通商産業省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(禁止行為)  
第十七条の五 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、当該特定継続的役務提供等契約に関する事項であつて、顧客又は特定継続的役務の提供を受ける者若しくは特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

2 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供等契約を締結させ、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

(書類の備付け及び閲覧等)  
第十七条の六 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供に係る前払取引(特定継続的役務提供に先立つてその相手方から

政令で定める金額を超える金額を受領する特定継続的役務提供に係る取引をいう。次項において同じ。)を行うときは、通商産業省令で定めるところにより、その業務及び財産の状況を記載した書類を、特定継続的役務提供等契約に関する業務を行う事務所に備え置かなければならない。

2 特定継続的役務提供に係る前払取引の相手方は、前項に規定する書類の閲覧を求め、又は前項の役務提供事業者若しくは販売業者の定める費用を支払つてその原本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(指示)  
第十七条の七 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者が第十七条の三から前条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供契約を締結して特定継続的役務の提供を受ける者又は特定権利販売契約を締結して特定継続的役務の提供を受ける権利を購入手続とする者(以下この章において「特定権利販売契約」という。)の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対して、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一 特定継続的役務提供等契約に基づく債務又は特定継続的役務提供等契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

二 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、当該特定継続的役務提供等契約に関する事項であつて、顧客又は特定継続的役務提供受領者等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。

三 前一号に掲げるもののほか、特定継続的役務提供に関する行為であつて、特定継続

的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益を害するおそれがあるものとして通商産業省令で定めるもの

(業務の停止等)

第十七条の八 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者が第十七条の三から第十七条の六までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は役務提供事業者若しくは販売業者が同条の規定による指示に従わないときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、一年以内の期間を限り、特定継続的役務提供に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(特定継続的役務提供等契約の解除等)

第十七条の九 役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務提供等契約を締結した場合におけるその特定継続的役務提供受領者等は、第十七条の三第二項又は第三項の書面を受領した日から起算して八日を経過したときを除き、書面によりその特定継続的役務提供等契約の解除を行うことができる。

2 前項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除があつた場合において、役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務の提供に際し特定継続的役務提供受領者等が購入する必要がある商品として政令で定める商品(以下この章において「関連商品」という。)の販売又はその代理若しくは媒介を行つている場合には、当該商品の販売に係る契約(以下この条及び次条において「関連商品販売契約」という。)についても、前項と同様とする。ただし、特定継続的役務提供受領者等が第十七条の三第二項又は第三項の書面を受領した場合

において、関連商品であつてその使用若しくは一部の消費により価格が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したときは、この限りでない。

3 前二項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除及び関連商品販売契約の解除は、それぞれ当該解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

4 第一項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除又は第二項の規定による関連商品販売契約の解除があつた場合においては、役務提供事業者若しくは販売業者又は関連商品の販売を行つた者は、当該解除に伴う損害賠償若しくは違約金の支払を請求することができる。

5 第一項の規定による特定権利販売契約の解除又は第二項の規定による関連商品販売契約の解除があつた場合において、その特定権利販売契約又は関連商品販売契約に係る権利の移転又は関連商品の引渡しに既にされているときは、その返還又は引取りに要する費用は、販売業者又は関連商品の販売を行つた者の負担とする。

6 役務提供事業者又は販売業者は、第一項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除があつた場合には、既に当該特定継続的役務提供等契約に基づき特定継続的役務提供が行われたときにおいても、特定継続的役務提供受領者等に対し、当該特定継続的役務提供等契約に係る特定継続的役務の対価その他の金銭の支払を請求することができる。

7 役務提供事業者は、第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除があつた場合において、当該特定継続的役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、特定継続的役務の提供を受ける者に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

8 前各項の規定に反する特約で特定継続的役

務提供受領者等に不利なものは、無効とする。

第十七条の十 役務提供事業者が特定継続的役務提供契約を締結した場合におけるその特定継続的役務の提供を受ける者は、第十七条の三第二項の書面を受領した日から起算して八日を経過した後においては、将来に向かつてその特定継続的役務提供契約の解除を行うことができる。

2 役務提供事業者は、前項の規定により特定継続的役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける者に対して請求することができる。

一 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始後である場合、次の額を合算した額

イ 提供された特定継続的役務の対価に相当する額

ロ 当該特定継続的役務提供契約の解除によつて通常生ずる損害の額として第十七条の二第二項の政令で定める役務ごとに政令で定める額

二 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始前である場合、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として第十七条の二第二項の政令で定める役務ごとに政令で定める額

3 販売業者が特定権利販売契約を締結した場合におけるその特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者は、第十七条の三第三項の書面を受領した日から起算して八日を経過した後においては、その特定権利販売契約の解除を行うことができる。

4 販売業者は、前項の規定により特定権利販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予

定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に対して請求することができる。

一 当該権利が返還された場合、当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額(当該権利の販売価格に相当する額から当該権利の返還されたときにおける価格を控除した額が当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額)

二 当該権利が返還されない場合、当該権利の販売価格に相当する額

三 当該契約の解除が当該権利の移転前である場合、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

5 第一項又は第三項の規定により特定継続的役務提供等契約が解除された場合であつて、役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務提供受領者等に対し、関連商品の販売又はその代理若しくは媒介を行つている場合には、特定継続的役務提供受領者等は当該関連商品販売契約の解除を行うことができる。

6 関連商品の販売を行つた者は、前項の規定により関連商品販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務提供受領者等に対して請求することができる。

一 当該関連商品が返還された場合、当該関連商品の通常の使用料に相当する額(当該関連商品の販売価格に相当する額から当該関連商品の返還されたときにおける価格を控除した額が通常の使用料に相当する額を超えるときは、その額)

二 当該関連商品が返還されない場合 当該

関連商品の販売価格に相当する額

三 当該契約の解除が当該関連商品の引渡し前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

七 前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、無効とする。

(適用除外)

第十七条の十一 この章の規定は、次の特定継続的役務提供については、適用しない。

一 特定継続的役務提供等契約で、特定継続的役務提供受領者等が営業のために又は営業として締結するものに係る特定継続的役務提供

二 本邦外に在る者に対する特定継続的役務提供

三 国又は地方公共団体が行う特定継続的役務提供

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う特定継続的役務提供(その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う特定継続的役務提供を含む)。  
イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

ロ 国家公務員法第百八条の二又は地方公務員法第五十二条の団体

ハ 労働組合

五 事業者がその従業者に対して行う特定継続的役務提供

2 第十七条の十二項、第四項及び第六項の規定は、特定継続的役務又は関連商品を割賦販売等により提供又は販売するものについては、適用しない。  
第十八条の二第一項中「又は連鎖販売取引」を「連鎖販売取引又は特定継続的役務提供に係る取引」に改め、同条の次に次の三條を

加える。

(指定法人)

第十八条の三 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、民法第三十四条の規定による法人であつて、次項に規定する業務(以下この条及び第二十条の二において「訪問販売取引等適正化業務」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、訪問販売取引等適正化業務を行う者(以下「指定法人」という。)として指定することができる。

2 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 前条第一項の規定による主務大臣に対する申出をしようとする者に対し指導又は助言を行うこと。

二 主務大臣から求められた場合において、前条第二項の申出に係る事実関係につき調査を行うこと。

三 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引並びに特定継続的役務提供に係る取引(以下この条において「訪問販売取引等」という。)に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。  
四 訪問販売取引等に関する苦情処理若しくは相談に係る業務を担当する者を養成すること。

(改善命令)  
第十八条の四 主務大臣は、指定法人の前条第二項に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)  
第十八条の五 主務大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

第十九条第一項中「又は第十條第二項第二号若しくは第三号第二号」を「第十條第二項第二

号若しくは第三項第二号、第十七条の二第一項第一号(期間に係るものに限る)若しくは第二項又は第十七条の九第二項に改め、同条第二項中「又は第十一條第一項」を「第十一條第一項、第十七条の二第一項第一号(金額に係るものに限る)又は第十七条の十第二項第一号若しくは第二号」に改める。

第二十条の二第三項中「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 主務大臣は、訪問販売取引等適正化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、訪問販売取引等適正化業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、訪問販売取引等適正化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十一条の見出しを(主務大臣等)に改め、同条第二号中並びに施設を「施設」に改め、「行う者に関する事項」の下に並びに特定継続的役務の提供を受ける権利に係る販売業者に関する事項を加え、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中並びに役務を、「役務」に改め、「行う者に関する事項」の下に並びに特定継続的役務に係る役務提供事業者に関する事項を加え、同号の次に次の一号を加える。

四 指定法人に関する事項については、通商産業大臣並びに指定商品の流通を所掌する大臣、指定権利に係る施設又は役務の提供を行う事業を所管する大臣、指定役務の提供を行う事業を所管する大臣及び特定継続的役務の提供を行う事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、前項第四号に定める主務大臣の発する命令とする。

第二十二條中「二年」を「三年」に、「百万円を三百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同條第一号中「又は第十二條」を「第十二條又は第十七條の五」に改め、同條第二号中「又は第十六條第一項」を「第十六條第一項又は第十七條の八第一項」に改める。

第二十二條の二中「五十万円」を「百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

第二十三條中「五十万円」を「百万円」に改め、同條第一号中「又は第九條の七」を「第九條の七又は第十七條の三」に改め、同條第二号中「又は第十五條」を「第十五條又は第十七條の七」に改め、同條第三号中「第八條の二」の下に「又は第十七條の四」を加え、同條第六号を同條第八号とし、同條第五号の次に次の二号を加える。

六 第十七條の六第一項の規定に違反して、同項に定める書類を備え置かず、又はこれに不正の記載をした者

七 第十七條の六第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだ者

第二十三條の二を次のように改める。  
第二十三條の二 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十條の三第二項又は第十條の六第二項の規定に違反して、その名称中に訪問販売協会会員又は通信販売協会会員という文字を用いた者

二 第二十條の二第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十四條中「第二十二條から前條まで」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対して」を「に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同條に次の各号を加える







者の」と、「割賦販売業者」とあるのは「割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係提供事業者」と、同項第一号中「第二号第一項第一号に規定する割賦販売」とあるのは「第二号第二項第一号若しくは第三号に規定する割賦購入あつせんに係る販売又は提供」と、「第四号第一項」とあるのは「第三十条の二第四項」と、「第二号第一項第二号に規定する割賦販売」とあるのは「第二号第三項第二号に規定する割賦購入あつせんに係る販売又は提供」と、「第四号第二項」とあるのは「第二十条の二第五項」と、「割賦販売業者」とあるのは「割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係提供事業者」と、同項第一号中「第二号第一項第一号に規定する割賦販売」とあるのは「第二号第二項第一号若しくは第三号に規定する割賦購入あつせんに係る販売又は提供」と、「第四号第一項」とあるのは「第三十条の二第四項」と、「第二号第一項第二号に規定する割賦販売」とあるのは「第二号第三項第二号に規定する割賦購入あつせんに係る販売又は提供」とあるのは「第二号第三項第一号に規定する割賦販売の場合における当該契約に係る賦払金」とあるのは「第二号第三項第一号に規定する割賦購入あつせんに係る販売若しくは提供の方法による販売若しくは提供の場合における当該契約に係る第三十条の二第一項第二号の支払分又は第二号第三項第二号に規定する割賦購入あつせんに係る販売若しくは提供の方法による販売若しくは提供の場合における当該契約に係る第三十条の二第五項第二号の支払分」と、同項第三号中「割賦販売業者」とあるのは「割賦購入あつせん関係販売業者」と、同条第三項中「割賦販売業者」とあるのは「割賦購入あつせん関係販売業者」と、同条第四項中「割賦販売業者」とあるのは「割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係提供事業者」と、「割賦販売の方法により」とあるのは「割賦購入あつせんに係る販売又は提供の方法により」と、同条第五項中「割賦販売の方法により」とあるのは「割賦購入あつせんに係る販売又は提供の方法により」と

と、「割賦販売業者」とあるのは「割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係提供事業者」と、同条第八項中「割賦販売」とあるのは「割賦購入あつせんに係る販売」と、第五号第一項中「割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定提供を供給する契約について賦払金（第一号第一項第二号に規定する割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定提供を供給する契約にあつては、弁済金。以下この項において同じ。）」とあるのは「第二号第三項第一号に規定する割賦購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入された指定商品若しくは指定権利の代金又は受領される指定商品の対価に相当する額の受領に係る契約について第三十条の二第一項第二号の支払分の、第二号第三項第二号に規定する割賦購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入された指定商品若しくは指定権利の代金又は受領される指定商品の対価に相当する額の受領に係る契約について第三十条の二第二項第三号に規定する割賦購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入された指定商品若しくは指定権利の代金又は受領される指定商品の対価に相当する額の受領に係る契約について弁済金」と、「賦払金」とあるのは「支払分又は弁済金」と、「いない賦払金」とあるのは「いない支払分若しくは弁済金」と、同条第三項中「割賦販売」とあるのは「割賦購入あつせんに係る販売」と読み替えるものとする。

第三十四条第一項中「販売業者の下に」又は「役務提供事業者」を加える。  
第三十五条の見出し中「販売業者」を「販売業者等」に改め、同条第一項中「販売業者」の下に「又は役務提供事業者」を加える。  
第三十五条の三中「販売業者」の下に「又は役務提供事業者」を加える。  
第三十五条の三中、「同条第三項中」指定商品の製造業者が第十一号とあるのは「製造業者が第三十五条の三の二」とを削り、「第十九条第三項及び第四項」を「第十九条第二項及び第三項」に改める。  
第四十五条第一項中「又は第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第二項において準用する第十五条第三項」を削る。  
第四十六条の二の次に次の一条を加える。  
(経過措置)  
第四十六条の三 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置罰則に関する経過措置を含む。を定めることができる。  
第四十七条中「通商産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。  
一 指定商品に係る事項については、通商産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣  
二 指定権利に係る事項については、通商産業大臣及び当該権利に係る施設又は役務の提供を行う事業を所掌する大臣  
三 指定役務に係る事項については、通商産業大臣及び当該役務の提供を行う事業を所掌する大臣  
第四十七條第二項の規定による割賦販売審議会への諮問に関する事項については、通商産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所掌する大臣又は当該

役務の提供を行う事業を所掌する大臣  
第五十二条第三号中「第三項」を「第二項」に改める。  
第五十五条中「三万円」を「五万円」に改める。  
附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(割賦販売法の一部改正に伴う経過措置)  
第二条 第二条の規定による改正後の割賦販売法第二十九条の四第二項及び第三項の規定は、この法律の施行前に購入者が割賦販売法第二号第一項第一号又は第二号に規定するローン提携販売の方法により購入した指定商品に係る分割返済金又は弁済金については、適用しない。  
(罰則に関する経過措置)  
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)  
第四条 前一条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。  
(大規模小売店舗立地法の一部改正)  
第五条 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。  
附則中第十条を削り、第十一条を第十条とする。  
(通商産業省設置法の一部改正)  
第六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。  
第七条 第一項の表消費経済審議会の項中「及び連鎖販売取引」を、「連鎖販売取引及び特定継続的役務提供」に改める。  
三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。  
一、中小企業支援策の充実強化に関する請願(第一〇三四号)

第一〇三四号 平成十一年三月十七日受理

中小企業支援策の充実強化に関する請願

請願者 長野県北佐久郡立科町大字芦田

三、五四七 寺島義幸

紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。



平成十一年四月九日印刷

平成十一年四月十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

E